

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
会議録

開催回数	第11回				
開催年月日	平成26年5月25日(日)				
開催時間	13:00~18:15				
開催場所	印西地区環境整備事業組合 3階大会議室				
出席者	学識経験委員	(一社) 廃棄物処理施設技術管理協会 会長	委員長	寺嶋 均	
		(一財) 日本環境衛生センター 理事	副委員長	河邊 安男	
		持続可能な社会をつくる元気ネット 事務局長		鬼沢 良子	
		東京電機大学 未来科学部 建築学科 教授		土田 寛	
	委員	印西市公募住民			亀倉 良一 黒岩 七三 黒須 良次 堀本 桂進 山口 進
		白井市公募住民		副委員長	柴田 圭子 藤森 義韶 渡邊 忠明
		栄町公募住民			玉野 辰弘 山本 博久
		印西CC環境委員会住民側委員			岩井 邦夫
	事務局	印西地区環境整備事業組合		事務局長	杉山 甚一
		印西CC	次期施設推進班 次期施設推進班 次期施設推進班	工場長 主幹 主幹 主査 主査補 副主査	大須賀 利明 土佐 光雄 鳥羽 洋志 浅倉 郁 中野 竜一 川砂 智行
	関係市町	印西市環境経済部クリーン推進課 次期中間処理施設対策室長事務取扱		担当課長	山口 隆
		白井市環境建設部環境課		課長	伊藤 勉
		栄町環境課		課長	池田 誠
コンサルタント	(株) 日本環境工学設計事務所 技術部		常務課長	鈴木 幸造 朝日 大輔	

※傍聴人：13人

次第	頁
1 開会	3
2 会議録について（第10回会議）	3
3 平成26年度 用地検討委員会スケジュール（案）について	4
4 候補地の1次審査（案）について	32
5 候補地の2次審査（案）について	35
6 その他	61
7 閉会	64

次第1 開会

浅倉郁（事務局：主査）

定刻となりましたので、只今から印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会の第11回会議を開会します。

なお、本日の欠席委員はおりません。

開会に当たり、委員長のご挨拶をお願いします。

寺嶋均（委員長）

本日は2次審査に着手し、かなり判断を要する定性評価を含む案件の審議となるので、皆さんの活発な意見をいただきながら、首尾良く纏められればと思います。

よろしくをお願いします。

浅倉郁（事務局：主査）

以後の会議進行を委員長をお願いします。

寺嶋均（委員長）

議題に入る前に、第11回会議の会議録署名委員を指名します。

席順でお願いしているところですが、黒岩委員と玉野委員をお願いします。

次第2 会議録について（第10回会議）

寺嶋均（委員長）

次第の2番、「第10回会議の会議録について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

浅倉郁（事務局：主査）

第10回会議の全文会議録は、5月15日に皆様にメール送信したところですが、公開対象となるコンパクト版会議録は、現時点で作成が完了していません。

よって、コンパクト版会議録の作成が終わり次第、皆様にメール送信しますので、内容確認をしていただいた後、最終版を郵送します。

寺嶋均（委員長）

事務局の説明が終わりましたが、何か質問などはありますか。

岩井邦夫（委員）

私は、第10回会議の前回の会議録署名人ですが、まだ署名していません。

浅倉郁（事務局：主査）

コンパクト版会議録の作成後、速やかに伺います。

岩井邦夫（委員）

メールで送られてきた会議録は未完成なのですか。

浅倉郁（事務局：主査）

メール送信した会議録は全文ですが、コンパクト版会議録の作成は完了していません。

寺嶋均（委員長）

コンパクト版会議録の作成後、各委員にメール送信し、内容確認が終わった段階で署名する手順になります。

岩井邦夫（委員）

分かりました。

次第3 平成26年度 用地検討委員会スケジュール（案）について

寺嶋均（委員長）

次第の3番、「平成26年度用地検討委員会スケジュール(案)について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

浅倉郁（事務局：主査）

説明の前に前提事項として、4点の報告と1点の追加審議をお願いします。

報告の1点目は、これまで各候補地の頭に「No.」を付記していましたが、応募を取り下げた草深地区のように、候補地が除外される度に「No.」の修正が必要となることから、本日の資料から候補地に関する全ての「No.」を削除しました。

報告の2点目は、武西地区①の区域決定です。

確認資料の1－3ページをご覧ください。

前回会議で応募面積約4.1haのうち、面積要件の2.5ha程度をどこに位置させるかについて、応募者としては、土地の有効活用が難しい南側の斜面林を避け、また既存の幹線道路に近い北側で2.5ha程度を見込みたいという意向であることを説明しました。

その後、応募者と改めて面会し、応募地5筆のうち北側3筆、確認資料の青枠部を最終的な応募地とするとの意思を確認しました。

なお、当該3筆の合計面積は25,381㎡です。

また、位置決定に当たり、応募者から当該3筆を応募地とする応募変更届出書の提出があり、5月21日に受付しました。

報告の3点目は、前回会議で参考資料として提出した、「土地売買ではなく、借地を希望とする応募者からの意見書」の件ですが、その後、当該応募者と面会し、事業の永続性の観点及び借地料総額が高額となる恐れなどを説明し、売買による土地提供で理解いただきました。

報告の4点目は、本日の会議開催に当たり、意見書が4通提出されていますので、審議の参考にしてください。

1通目は黒須委員、2通目は匿名者、3通目は滝野自治連合会、4通目は滝野住民です。次に、追加審議の関係ですが、先ず確認資料の1－1ページ、岩戸地区をご覧ください。この度、全7筆の土地のうち、東側2筆の土地所有者から辞退の意向が示され、合わせて新たに西側で1筆を加えた応募変更届出書の提出があり、5月23日に受領しました。

なお、変更後の候補地は青枠部で、変更後の合計面積は23,782㎡です。

次に、会議資料の3ページをお開きください。

1次審査結果(案)ですが、岩戸地区は只今説明した応募変更届出書の内容に基づき、各項目を確認し直した内容を記載しています。

ここで、岩戸地区の応募変更届出書に対する追加審議をお願いします。

審議のポイントは2つです。

1つ目は、新たな土地の追加を認めるかどうかです。

2つ目は、新たな土地の追加を認める場合、1次審査のNo.4その他(VI)の暴力団員に関する調査について、新たに追加する土地の所有者に対する調査が未了であることについて、どのように判断するかです。

なお、暴力団員に関する調査は、印西市を介し警察当局へ照会する手続となりますが、複雑な稟議を経た後の回答となることから、1名分であっても回答までには最低でも3週間程度を要します。

それでは、岩戸地区の応募変更届出書に対する追加審議をお願いします。

寺嶋均(委員長)

岩戸地区に関して、応募者から応募変更届出書が提出され、当初の土地のうち東側の2筆を除外し、新たに西側で1筆追加する内容とのことです。

確認資料1-1で確認出来るように、除外する土地は木材チップが野積みされている土地を含んでいます。

もう1点は、応募変更届出書を受理するとした際、新たに追加する1筆の土地所有者に対する暴力団員に関する調査が未完であることをどう取り扱うか。

これらの点に関して皆さんの意見はどうか。

山口進(委員)

木材チップが野積みされている土地は除外となるのですか。

浅倉郁(事務局:主査)

当該土地は東端の土地で除外されます。

山口進(委員)

除外されるのならば、かえってその方が良いと思います。

寺嶋均(委員長)

放射能などの懸念地が除外されるので、用地条件としては良い方向になると思います。

山口進(委員)

土地所有者は木材チップを撤去すると言っていましたが、大量であることから撤去するのも大変だと思うので、後々問題が起こると思い心配していました。

また、岩戸地区の敷地境界から300m以内に、時任学園という学校があることからマイナス評価をしていますが、時任学園は相当の長期間に亘り学校運営を行っていません。

学校用地としては3ha程度を所有しているようですが、太陽光発電事業を始めていることもあり、学校としてマイナス要因の評価をしなくても良いと思います。

寺嶋均(委員長)

先に応募変更届出書の件ですが、用地条件のうえではどうでしょうか。

放射能を含む可能性のある木材チップが野積みされている土地が除外されたので、清掃工場を立地するうえで条件は良くなると思いますが、応募変更後の面積は約2.4haであることから、2.5haにやや不足します。

新たに追加する1筆の土地所有者に対する暴力団員に関する調査が未完ですが、面積に問題がなければこのまま審査を進めて、当該調査の結果を得た後、候補地として辞退していただくことを含めた最終判断をする進め方でも良いと思いますが、いかがですか。

岩井邦夫（委員）

3ページの1次審査結果（案）の最後に、暴力団関係者及び平成25年2月6日以降に暴力団関係者が関与している土地は除外するとはっきり謳っています。

これから行う暴力団員に関する調査の結果、該当するのであれば除外すれば良いと思います。

なお、応募変更届出書が提出され多少の区域変更が生じたので、4ページの2次審査結果（案）を見直さなければならない場合があると思いますが、2次審査結果（案）は区域変更した内容における審査結果ですか。

朝日大輔（コンサルタント：課長）

そうです。

変更後の区域を評価しています。

岩井邦夫（委員）

それであれば問題ないと思います。

亀倉良一（委員）

結論的には委員長が仰った内容で良いですが、その前に質問があります。

土地所有者が6名から5名になりましたが、その点を区域変更後の全ての土地所有者は合意していますか。

また、第10回会議の資料で岩戸地区は、土地所有者数6名、7筆と記載されていましたが、今日の資料では5名となっています。

第10回会議の後、事務局に全候補地の土地所有者数等を質問しましたが、回答としては岩戸地区の土地所有者の合計が10人でした。

10人の内訳は、候補地が属する町内会に居住している人が5人、候補地の敷地境界から300m以内の町内会に居住している人が1人、それ以外の印西市内に居住している人が2人、その他の地区に居住している必が2人とのことでした。

今日の資料はそれと全然合わないので、説明をお願いします。

また、新たな土地所有者として加わった方の居住地はどこですか。

川砂智行（事務局：副主査）

まず、2筆の土地が除外され1筆の土地が新たに加わることにに関して、全ての土地所有者の合意を確認しているかについては、応募変更届出書が提出された日が、一昨日の5月23日なので、現時点で全ての土地所有者と個別に面会等をしていません。

土地所有者如何で問題が生じることはないと考えていますが、念のため後日確認します。

次に、岩戸地区の土地所有者数ですが、当初に応募のあった土地の所有者調査が完了した

確定人数として、皆様に合計10人（法定相続人含む）と情報提供していますが、今回の土地の加除に伴い、土地所有者数は5人となりました。

次に、新たに加わった土地の所有者は、候補地が属する町内会に居住しています。

寺嶋均（委員長）

区域変更を原因として、敷地境界から300m以内の町内会に変更はありますか。

川砂智行（事務局：副主査）

関係町内会の変更はありません。

寺嶋均（委員長）

纏めとしては、岩戸地区の応募変更届出書は受理しますが、これから行う暴力団員に関する調査の結果、該当する場合はその時点で候補地から除外するという結論で良いですか。

（「異議なし」との発言あり）

岩井邦夫（委員）

結局、土地所有者は何人ですか。

川砂智行（事務局：副主査）

只今決した青枠候補地の土地所有者総数は5人です。

寺嶋均（委員長）

続いて、「平成26年度 用地検討委員会スケジュール（案）について」事務局の説明をお願いします。

浅倉郁（事務局：主査）

会議資料の1ページ及び参考資料①をご覧ください。

周辺住民意見交換会の対象となる14町内会に、事前に希望日程を確認しました。

確認した結果、開催日は休日、時間は夜間、開催場所は地元の集会所施設、また、他の町内会との合同開催は希望しない要望が大多数でした。

こうした要望を踏まえると、単純に14週間程度の期間が必要となりますが、午前、午後
の開催などの調整を行い、8週間で設定したスケジュール案としています。

また、この時期は夏祭りや盆などの行事があることから、それらを考慮すると約2カ月の
スケジュール延伸が避けられないものと、提案します。

次に周辺住民意見交換会の開催概要についてですが、1ページの下段をご覧ください。

名称は、印西クリーンセンター次期中間処理施設の候補地選定に関する周辺住民意見交換
会とします。

目的は、3次審査における評価にあたり、周辺住民の理解度・協力度を確認することとし
ます。

対象周辺町内会は、各候補地の敷地境界から300m以内に属する、参考資料①に記載の
14町内会とします。

このうち滝地区における300m以内に属する町内会は、滝・宗甫・滝野杜の会ですが、
滝野杜の会では滝野自治会連合会ごみ焼却場検討委員会を設置し、組合管理者・組合議会・

用地検討委員会・印西市長・印西市議会に対しての請願に向けて署名活動を行っているという聞いています。

また、先程報告したとおり、周辺住民意見交換会の対象は滝野杜の会ではなく、滝野自治会連合会として欲しい旨の意見書が提出されています。

また、現在地の敷地境界から300m以内に位置する新規の集合住宅、サンクタス千葉ニュータウン中央は、町内会等が組織されていないことから、管理組合を対象と考えています。

次に、開催日程及び開催時間は、町内会の要望等を踏まえることとし、6月7日から7月27日の8週間で設定しました。

開催場所は、各町内会が指定する集会所等、または印西クリーンセンター会議室とします。

参加者は、開催の趣旨を尊重し制限しないこととします。

マスコミ等の参加も想定されますが、同様に参加の制限は考えていません。

また、周知・案内等は、自治体広報紙の6月1日号に開催のお知らせを掲載、詳細の日程等が決まり次第組合ホームページに掲載、開催案内分は全戸配布する考えです。

その他として、印西地区全体を対象とした意見交換会を印西クリーンセンター会議室で開催します。

この全体意見交換会は本日新たに提案するものですが、各周辺住民意見交換会の開催にあたり、日程の折り合いが付かず参加出来ない方などをフォローすることが出来るほか、印西地区全体から広く参加をいただきたいと考えています。

開催時期は、各周辺住民意見交換会開催期間の最終週に開催すれば、参加出来なかった方のフォローが出来ると考えています。

また、全ての意見交換会では、記述式によるアンケート調査の実施を考えています。

続いて出席委員は、2案を提案します。

案1は、学識経験委員のうち施設技術を専門とされている寺嶋委員長と河邊副委員長は交替で必ず1名は出席いただき、鬼沢学識経験委員と土田学識経験委員は交替制で出席をお願いするものです。

また、11名の住民委員は、3名編成の輪番制でお願いし、担当外の全委員に意見交換会の録音データを提供して評価をいただきたいと考えています。

案1は、当初の意向とは異なった対応となりますが、出席委員のスケジュール調整が比較的行きやすいと考えています。

案2は全委員の出席をお願いするもので、当初の意向に沿った対応ですが、出席委員のスケジュール調整が困難、集会所施設の収容に関する問題、また、大人数で伺うので、発言を躊躇するような住民が出てくる可能性も考えられます。

なお、事務局職員は、事務局長以下5名の出席で考えています。

会議の進行としては、出来る限り質疑応答に時間を掛け、質問が出尽くすまで丁寧な対応をしたいと考えています。

以上のとおり意見交換会の提案をしますが、出席委員は、案1又は案2のいずれかで決していただければと考えています。

寺嶋均（委員長）

質問などがあれば出してください。

案2は全委員出席ですが、色々都合があると思うので、出席出来る委員が出席することになります。

また、前回会議で案2に対し、住民が質問などを躊躇してしまう可能性があるという意見がありました。

藤森義韶（委員）

各案の違いは、委員が全員出席するかどうかですが、基本的に3名の委員が出席し、出席しない委員には録音データが提出されるのであれば、案1が良いと思います。

また、輪番外であっても出席したい場合は、事前に事務局に連絡したうえで、オブザーバー参加も出来ると思います。

岩井邦夫（委員）

藤森委員と同じような意見です。

なお、録音データのほかに、会議録の提出もありますか。

浅倉郁（事務局：主査）

SDカード等による録音データの提出を考えています。

岩井邦夫（委員）

録音データを出席しない委員全員に提出するということですか。

浅倉郁（事務局：主査）

はい。

岩井邦夫（委員）

会議録は作成しないとまずくないですか。

浅倉郁（事務局：主査）

会議録は作成する予定ですが、評価のために委員へ提出する資料は録音データで考えています。

岩井邦夫（委員）

意見交換会のニュアンスが分かるようにという趣旨ですね。

寺嶋均（委員長）

短期間に14回も開催するとなると、会議録を作成する余裕が事務局にどの程度あるかという問題があります。

岩井邦夫（委員）

会議録の作成が遅れることは仕方ないですが、会議録は作成すべきです。

寺嶋均（委員長）

仰るとおりです。

岩井邦夫（委員）

開催回数が多いので、きちんと会議録を作成しておかないと混乱します。

寺嶋均（委員長）

記録は残すということですね。

山本博久（委員）

記録を残すということですが、用地検討委員会の会議と周辺住民意見交換会とでは、異なる部分があると思います。

用地検討委員会の会議のような会議録を作成するのは大変だと思うので、周辺住民意見交換会は要点筆記形式の会議録が良いと思います。

岩井邦夫（委員）

それはそうですね。

要約版というか要点筆記で。

渡邊忠明（副委員長）

1枚程度に纏めた要点メモが提出されれば、ありがたいと思います。

寺嶋均（委員長）

2時間程度の周辺住民意見交換会の録音データを聴くことは確かに大変な作業なので、要点メモが提出されればありがたいですが、事務局でそこまでの対応が可能かどうか。

渡邊忠明（副委員長）

1枚程度で結構です。

字句整理等はこだわりません。

浅倉郁（事務局：主査）

録音データの他に、要点メモが必要ということですか。

渡邊忠明（副委員長）

むしろ録音データは必要なく、要点メモで十分だと思います。

浅倉郁（事務局：主査）

周辺住民意見交換会のイメージ及び感触を把握したほうが良いという意味で、録音データを提出する考えですが。

渡邊忠明（副委員長）

意見交換が非常に錯綜した場合は録音も聴きますが、特段の意見がない場合は要点メモで十分だと思います。

柴田圭子（委員）

ところで、委員の出席は案1で決定したということで良いですか。

寺嶋均（委員長）

まだ決していません。

柴田圭子（委員）

案1で決するような雰囲気だと思いますが、出席しなかった委員は周辺住民意見交換会の雰囲気などについて、2時間の録音データを聴かなくては分からないことになります。

しかし、先日の吉田地区での説明会の会議録はとても分かりやすかったので、そうした纏め方は出来ませんか。

浅倉郁（事務局：主査）

周辺住民意見交換会は14町内会が対象となり、委員の皆さんに評価をお願いするにあたっては相当のスピード感を持つ必要があるので、正直厳しいものがあります。

岩井邦夫（委員）

提案しますが、周辺住民意見交換会の目的は周辺住民の理解度・協力度を確認することなので、どちらかというと感じ的なものです。

よって、出席委員の感想が非常に重要になると思うので、フォーマットを定めたいうえで、理解度・協力度に対する出席委員の感想を記載し、全委員へ提出することを義務付けたいと思います。

それを行わないと、結局、何をやっているのか分からなくなってしまう可能性があります。

また、先日、吉田地区への説明会を開催したようですが、以前から申し上げているとおり、説明会では、どのような設備が出来るのか必ず質問や意見が出ると思います。

周辺住民意見交換会は、それらを言葉で説明するのではなく、ごみ処理基本計画検討委員会で定めた施設整備基本方針などのアウトラインを文書で纏めて、全対象地区に提出したほうが良いと思います。

藤森義韶（委員）

先に委員の出席は案1なのか案2なのか決めてください。

寺嶋均（委員長）

委員の出席は案1が良いと思いますが、いかがですか。

（「異議なし」との発言あり）

寺嶋均（委員長）

委員の出席は案1で決めます。

案1で出席するに当たり、岩井委員から、フォーマットを定めたいうえで出席委員は簡単な感想を纏めるという意見がありました。

岩井邦夫（委員）

理解度などを数字で分類しても良いですが。

寺嶋均（委員長）

録音データの全てを聴くことは大事なことです、負担も多いことから、要点メモで整理することが可能な地区は、事務局で要点メモを作成してください。

岩井邦夫（委員）

アンケートを実施すると説明がありましたが、対象は周辺住民意見交換会に出席した住民の皆さんですか。

なお、この場でアンケート内容が分かれば、意見や指摘が出来るのですが。

寺嶋均（委員長）

アンケートの対象は、周辺住民意見交換会に出席した住民の皆さんですね。

浅倉郁（事務局：主査）

はい。

岩井邦夫（委員）

周辺住民意見交換会の会場で提出してもらうのですか。

浅倉郁（事務局：主査）

イメージとしては、会場で用紙を配り、帰りの際にご提出いただく形で考えています。

アンケートの設問は検討中ですが、事業に賛成・反対というような単純な選択式だけでは不適切と考え、自由意見として記述していただくことをメインにすべきと考えています。

岩井邦夫（委員）

出来れば周辺住民意見交換会の開催前に、全委員へアンケートの設問を提出し、意見を聞いてほしいです。

記述式だと、その場で書くのは難しいと思いますし、定量的に判断出来ません。

理解度・協力度の確認をどうアンケートの中に盛り込むかということは、凄く難しいですが大事なことです。

一旦、アンケート結果が出てしまうと、極端に言うとも独り歩きしてしまうことから、どのような設問にするかは、非常に大事なことになると思うので、良く練ったうえで配布しないとまずいと思います。

浅倉郁（事務局：主査）

先程、委員の出席は案1で決したので、輪番は事務局と各委員のメール等のやりとりで決めたいと考えていますが、その際、合わせてアンケート設問の案を提示しますので、ご意見をいただいたうえで進めたいと思います。

寺嶋均（委員長）

いずれにしても、住民の皆さんに書いていただくのは自由意見となります。

フレームを作ったとしても、自由に書いていただくことになると思います。

岩井邦夫（委員）

もちろん自由意見欄も必要ですが、良く分かった、良く分からない、その中間、そういう項目を簡単に丸で囲んでもらったほうが意見としては出やすいです。

寺嶋均（委員長）

それであれば割合回答しやすいと思います。

岩井邦夫（委員）

短時間なので、自由意見欄だけだと無理な話だと言われます。

寺嶋均（委員長）

事務局の参考にしてください。

それでは、委員の出席は案1で決しました。

各周辺住民意見交換会の日程と輪番の調整は事務局に任せざるを得ないと思うので、各委員の協力をいただきたいと思います。

河邊安男（副委員長）

先程、周辺住民意見交換会に出席した委員が理解度・協力度に対する感想をコメントし、全委員へ提出することを義務付ければ良いという意見がありました。

また、音声を聴くのは大変だという意見もありました。

しかし、周辺住民の理解度・協力度の評価は、3次審査の中で1番大きなウエイトを占めているので、2時間あるいは3時間の録音データかもしれませんが、各委員は必ず聴く必要

性があると思います。

なお、出席委員のコメントを全委員へ提出する件は、そのコメント内容に左右される恐れもあるので、各委員が白紙の状態で録音データを聴いて判断することをお願いしたいと思います。

寺嶋均（委員長）

委員として出席する際の心構えを話していただいたように思います。

岩井邦夫（委員）

周辺住民意見交換会に出席した委員は、感想を述べるなということですか。

河邊安男（副委員長）

そうです。

岩井邦夫（委員）

なぜですか。

河邊安男（副委員長）

先程話したように、大変重要な評価項目となります。

岩井邦夫（委員）

出席した住民へのアンケートもありますが、委員毎で受け取り方に違いが生じます。各委員が自分なりに感想をメモすることは、非常に大事なことだと思います。そうしないと、何のために出席するのか疑問です。

河邊安男（副委員長）

委員個人で評価はしますが、特段それをペーパーに纏める必要性はないと思います。各委員で判断すれば良いと思います。

藤森義韶（委員）

先程迄は見落としていましたが、河邊副委員長が仰った録音データを聴くことが大前提となることについては、非常に重要なことだと思います。

各委員が録音データを聴くのであれば、出席委員のコメントを全委員へ提出する必要はないと思います。

出席委員のコメントを提出することにより、出席委員の主観に左右される可能性があります。

寺嶋均（委員長）

周辺住民意見交換会における住民発言のうち技術的な質問については、理屈における問題であり、これは意見というよりも説明のような形となります。

周辺住民意見交換会に出席し自分で感じ取ったものや判断したものは、各委員の個人的な判断になるかもしれませんが、それを3次審査の参考となるように、「私はこのように考えます」、「私はこのように判断しました」というコメントとして纏め、それが意見になるかどうかです。

岩井邦夫（委員）

それは感想だと思います。

寺嶋均（委員長）

コメントを参考として提出するということですね。

岩井邦夫（委員）

出席しない委員は、録音データを聴いた音しか分かりませんが、出席委員は発言者の顔色や周りのざわつきなど色々な情報が入ってきます。

それを感想として纏めておくということです。

受け取り方は委員毎で違うかもしれませんが、非常に貴重なデータだと思います。

そうしないと、周辺住民意見交換会に出席する意味がないです。

亀倉良一（委員）

初めてのことなので、分からない面があると思います。

事務局に質問ですが、吉田地区の説明会を開催した経験からして、かなり住民の皆さんの意向を掴めるという感じでしたか。

また、反省点はありますか。

浅倉郁（事務局：主査）

吉田地区の要望に応じて5月に説明会を開催しました。

吉田地区は清掃工場の誘致にかなり積極的な部分があり、これは他の地区とは全然違う反応だと思いますので、何ともコメントのしようがありません。

亀倉良一（委員）

地区の意向ということではなく、自由及び本音の意見交換が出来たかどうかです。

浅倉郁（事務局：主査）

それは出来たと考えています。

亀倉良一（委員）

それでは今後の周辺住民意見交換会も、そのような形で開催すれば良いと思います。

柴田圭子（委員）

周辺住民意見交換会へ出席することのほか、録音データを聴いて自分の考えを持つようにすれば良いと思いますが、周辺住民の理解度・協力度の0～40点、地域社会貢献の0～30点はどのように採点すれば良いのか、物凄く疑問に思います。

また、コメントを全委員へ提出するかどうかは意見が分かれているようですが、岩井委員が仰るように、自分なりの考えを纏めておくことは大事だと思いました。

亀倉良一（委員）

これまでの会議で、経済性を除く3次審査項目の点数配分及び評価基準について、検討委員会の合意基準のような形で内規を定める必要があるのではないかという意見を出したことがあります。

今後、評価の柱や基準をある程度考えなければならないという気がします。

また、本日の会議に、そのような点に触れた意見書が提出されています。

寺嶋均（委員長）

これまでの会議における3次審査の調査審議の際、事務局側から評価基準の提案があったと思います。

河邊安男（副委員長）

定性的に評価せざるを得ないという前提における評価基準を既に決しているのです、その考え方で進めるしかないと思います。

亀倉良一（委員）

40点の配分は決まっています。

河邊安男（副委員長）

経済性を除く3次審査は、定量評価が出来ないので、定性評価を行うと決しており、かつ、40点の範囲における評価基準も決しているのです、その評価基準毎に各委員の判断で点数付けするしかないと思います。

なお、今は評価基準の議論ではなく、全委員が録音データを聴くのかどうか、また、出席委員がコメントを全委員へ提出するかどうかです。

渡邊忠明（副委員長）

私は録音データを再生する機械を所有していませんが、その場合は組合に聴きに来るということになりますか。

寺嶋均（委員長）

記録媒体を何にするか。

亀倉良一（委員）

先程、河邊副委員長の仰った評価基準が何を指しているのか分かりました。

この評価基準を細分化出来ればと思います。

寺嶋均（委員長）

周辺住民の理解度・協力度に関する評価基準は7項目あります。

亀倉良一（委員）

そうです。

寺嶋均（委員長）

7項目の評価基準で定性評価することになりますが、柴田委員から意見のあった評価の集約の仕方自体は、2次審査のように各委員が周辺住民の協力度・理解度について、7項目を定性評価したものを事前に提出していただき、それをベースに纏める。

あるいは、この会議で皆が音声データを聴いて纏めることも考えられると思いますが、これは時間が掛かり過ぎて駄目だと思います。

山本博久（委員）

先程、河邊副委員長から音声データは時間が掛かっても是非聴くべきだという意見がありましたが、正しくその通りだと思います。

この会議で全ての録音データを聴いて判断することは大事なことだと思いますが、全て聴くことは大変なことです。

先程、意見を出しましたが、事務局が纏めた質問や意見の要点筆記と録音データを評価資料として提出いただければ良いと思います。

なお、評価資料を受領した後は、委員個々の判断で定性評価を行えば良いと思います。

また、各委員が定性評価を行う際、周辺住民意見交換会に出席した委員の意見は、あえて

持ち込まないほうが、各委員の考えを邪魔しないと考えます。

住民の方が1つの意見を言って、それをどう理解するかは、委員毎で捉え方に違いがあると思いますので、各委員であるがままを聴くことが大事だと思います。

岩井邦夫（委員）

しかし、我々は周辺住民の理解度・協力度を判断しなければいけません。

山本博久（委員）

もちろんそうですが、それは評価資料を確認して各委員が判断すれば良いことです。

委員毎に主観の相違もあるので、以前も申し上げましたが予断を持たずに判断するという意味では、そのほうが良いと考えます。

寺嶋均（委員長）

学識経験委員2名と住民委員3名、計5名の委員が出席し、それぞれがコメントを書いたとします。

そのコメントは個人の価値判断や感覚に従って書くことになると思います。

仮にコメントを書く委員が1人だけだと、ある面では間違った方向の判断になる可能性が否めませんが、5人の委員がコメントを書くことにより、ある程度、常識的・平均的な判断に収束すると思います。

加えて補強する意味で、録音データと簡単な会議録を事務局で用意できる場合は、判断の参考にすると。

そうした形で、周辺住民意見交換会の全体像を把握するという見方もあります。

山本博久（委員）

もちろん見方は色々な切り口があると思いますが、出席委員がコメントを書くことで決まったとしても、必要ないと思えばコメントを見なければ良いだけの話です。

ただ、学識経験委員は客観性を担保するために委嘱されていると思うので、学識経験委員のコメントは、大いに参考とさせていただきたいと思います。

岩井邦夫（委員）

しかし、用地検討委員会は、あくまでも住民目線で審議することを基本としています。

その委員に我々が選ばれていますので、学識経験委員に任せておけば良いという話ではないです。

山本博久（委員）

自己判断するうえで、学識経験委員による客観的な意見も参考にするということです。

岩井邦夫（委員）

出席委員のコメントは、やはり凄く重要だし、必要だと思います。

出席委員のコメントを見ないのであれば、全委員は出席しないで録音データを聴くだけで良いと思います。

雰囲気などを住民目線で把握し、理解度・協力度を判断するのは、ある意味で我々住民委員の義務だと思います。

寺嶋均（委員長）

5名の出席委員のコメントを残さず、各委員だけのものにするという形は、少し残念な気

もしますが。

土田寛（学識経験委員）

テープの録音起こしは凄く大変な作業ですが、録音テープ自体は臨場感があるようで、実はありません。

については、出席した住民の皆さんに、委員以外は基本的に観ないことをお断りした上で動画を撮影し、DVDに複製して委員全員に配付していただけないでしょうか。

なお、委員委嘱の際、基本的な守秘義務条項があったと思いますので、それを遵守することは当然の前提となります。

DVDの再生プレーヤーを所有していない委員には、DVD再生機能付きのノートパソコンを貸与する形でいかがですか。

河邊副委員長が仰ったように、やはり出席委員のコメントを全委員へ提出することは、ある種のバイアスを掛けてしまうことが懸念されます。

特に3次審査は重要な要件なので、全委員に時間と手間を取らせてしまいますが、各候補地別の状況をより臨場感ある形で確認し、全ての意見交換会が終わった後に、この会議の場で評価について議論すれば良いと思います。

要は情報の平準化、精度のレベルアップ及び各委員の責任に基づいた委員会での議論ということをもって、3次審査に向かうという形はいかがですか。

寺嶋均（委員長）

事務局の負担の面ではどうでしょうか。

土田寛（学識経験委員）

DVDに複製して委員に渡すだけなので、最も時短が図られ効率も良いと思います。

亀倉良一（委員）

動画撮影は、評価する側にとっては良いかもしれませんが、一般の住民は言いたいことが言えなくなります。

土田寛（学識経験委員）

そうなのですか。

亀倉良一（委員）

雰囲気としてはそうなります。

土田寛（学識経験委員）

この会議の公開性を図るのであれば、今日も匿名の意見書が提出されていますが、逆に住民の皆さんにご理解いただくことは努力の範囲だと思います。

亀倉良一（委員）

そのように説明しても、一般の住民はなかなか言えなくなってしまいます。

岩井邦夫（委員）

1回限りの周辺住民意見交換会であれば色々なことが考えられますが、14回も開催します。

この会議の場で、14回分のDVDを観るとなると、1日や2日で終わらないです。

土田寛（学識経験委員）

各委員が地区別の数行における自己評価を持ち寄り議論するので、さほど時間は掛からないと思います。

岩井邦夫（委員）

とにかく開催回数が多いので、その場でコメントとして纏めておかないと混乱してしまいます。

よって、その場でコメントの纏めをする作業は、絶対必要だと思います。

河邊安男（副委員長）

そのコメントを全委員に提出することは、別の話だと思います。

岩井邦夫（委員）

コメントを全委員へ提出するタイミングは、直ぐにというのではなく最後が良いと思います。

河邊安男（副委員長）

コメントを提出しなければいけない理由が分かりません。

岩井邦夫（委員）

そうですか。

河邊安男（副委員長）

各委員で評価資料を基に評価すれば良いと思います。

岩井邦夫（委員）

その場で実際に感じたことなどもあると思いますが。

河邊安男（副委員長）

それは各委員で把握していれば良いと思います。

土田寛（学識経験委員）

各委員で把握して、この会議で意見を出せば良いと思います。

岩井邦夫（委員）

出席委員のコメントを理解したうえで録音データを聴くことなどは非常にためになると思いますが。

河邊安男（副委員長）

先程、土田学識経験委員が仰ったように、出席委員のコメントを全委員に提出するとバイアスが掛かってしまいます。

岩井邦夫（委員）

それが良く分かりません。

土田寛（学識経験委員）

それは心理上の問題です。

岩井邦夫（委員）

私は全くそう考えていませんでしたが、そうですか。

河邊安男（副委員長）

影響を受けない方もいると思いますが、一般的にはバイアスが掛かります。

岩井邦夫（委員）

用地検討委員会の委員は、そのような感覚ではないと思いますが。
コメントを見ても影響を受けないと思います。

寺嶋均（委員長）

ビデオカメラを会場に持ち込んで撮影することについては、どうでしょうか。

山口進（委員）

既に吉田地区で説明会を1回開催しているので、そのときの状況を勘案し、事務局としてどのようなやり方が1番良いと考えますか。

浅倉郁（事務局：主査）

どのようなやり方が1番良いかは、この場でなかなか決まらないことだと思いますが、事務局としては、土田学識経験委員から提案のあった動画撮影について、個人情報保護の観点から撮影範囲に気をつけなければならない部分があるので、そうした部分を考えながら善処したいと思います。

また、先程、渡邊副委員長から提案のあった概要版の会議録についても同様に、委員の皆様の評価が進むのであれば、善処したいと思います。

寺嶋均（委員長）

土田学識経験委員から提案のあった動画撮影について、どのような事例がありますか。

土田寛（学識経験委員）

行政事例ではありませんが、大田区の地区まちづくり協議会の事例があります。

会議に町内会の全ての皆さんが出席出来ないので、大田区役所の職員にお越しいただき、会議の様子を動画撮影し、町内会で共有しました。

何かを決めるということではありませんでしたが、地区まちづくり協議会の継続的な状況を共有化するには、やはり動画のほうが良いということです。

個人情報保護法の関係で映り込んでしまった人を後で消す作業は凄く大変なので、出席住民の了承を得ることを前提に、慎重に検討していただければと思います。

玉野辰弘（委員）

録音データと概要版の会議録で評価は出来ると思います。

また、意見の受け止め方は委員毎で違うと思うので、出席委員のコメントは、周辺住民意見交換会の開催が終わった後の会議で発言等すれば良いと思います。

全ての録音データを聴くのであれば、賛成反対のニュアンスは把握出来ると思うので、動画撮影まで行う必要はないと思います。

また、動画撮影は、当然カメラマンの撮り方により撮影内容に違いが生じると思います。
どちらかと言うと河邊副委員長が仰っている内容で良いと思います。

寺嶋均（委員長）

土田学識経験委員からビデオカメラを持ち込んで動画撮影するという意見がありましたが、これは個人情報保護絡みの問題をクリアしなければなりません。

また、亀倉委員からは、ビデオカメラを向けられると、発言を躊躇される住民が出てくるのではないかという意見もありました。

土田寛（学識経験委員）

動画撮影は、実況中継というよりも後方からの固定撮影になると思います。

鬼沢良子（学識経験委員）

皆さん少し誤解しているかもしれませんが、1番後ろから全体を映す固定撮影が通常です。よって、誰かの顔を映すということではなく、実質は録音と大差ありません。

なお、後方からの動画撮影の了承が得られないのであれば、録音の了承も得られない可能性があります。

土田寛（学識経験委員）

発言の前に名前を言っていただく場合はそうなります。

鬼沢良子（学識経験委員）

周辺住民意見交換会の開催時に、委員が評価するために動画撮影することを説明した際、出席住民の皆さんの了承が得られなかった場合は、録音の了承を得る必要があると思います。

寺嶋均（委員長）

周辺住民意見交換会で録音すら了承いただけないと、少し困った状況になります。

黒須良次（委員）

土田学識経験委員からビデオカメラを活用したらどうかという意見がありましたが、大賛成です。

最近、議会中継をネットで観ていますが、後方からの固定カメラによる撮影で、議場全体が良く分かります。

後方からの固定撮影でプライバシーが100%保護されるわけではありませんが、遠目で会場全体の雰囲気分かるということは、出席しない委員も出席委員と同じように会場の雰囲気が分かるということです。

センシティブな情報に出来るだけ触れない形で撮影し、かつ、委員としての守秘義務をきちんと守る運用は、評価をする委員としては非常に助かると思います。

寺嶋均（委員長）

ビデオカメラの設置位置は、最後方ですか。

鬼沢良子（学識経験委員）

そうです。

渡邊忠明（副委員長）

動画撮影に賛成です。

鬼沢良子（学識経験委員）

基本的に委員と事務局職員以外の方は、後ろ姿しか映りません。

土田寛（学識経験委員）

正面に座った委員を撮影するような形です。

岩井邦夫（委員）

動画撮影することによる住民の皆さんからの反応が気になります。

藤森義韶（委員）

動画撮影に異議ありません。

浅倉郁（事務局：主査）

各町内会の集会所施設は規模や造りに違いがあります。

この会議室程度の広さであれば、後方からの固定撮影が可能だと思いますが、中には20畳程度の集会所も実在しています。

また、最初に動画撮影の了承を求めた際、了承が得られなかった地区があると、評価の段階における公平性の部分で疑問が生じると思いますが。

寺嶋均（委員長）

町内会長さんとの日程調整の際に、後方からビデオ撮影することの了承を得ないとまずいです。

ただ、町内会長さんが撮影を了承しても、出席住民の中に反対の方がいるかもしれません。

浅倉郁（事務局：主査）

事務局で事前に町内会長さんと打ち合わせをしている中で感じたことですが、やはりニュータウン地区の状況と、少し前まで印旛村・本埜村であった既存地区は、相当の温度差やギャップがあります。

既存地区は、委員の皆さんが考えている部分と、ややかけ離れている部分が正直ありますので、動画撮影を行うと意見が言えないという恐れは相当あると感じます。

亀倉良一（委員）

私もそのように思います。

やはり、特に既存地区の場合は人間関係が単純ではありません。

例えば、親戚が来ているから意見が言えないとか、あるいは動画記録として残ると後々火種になるというような懸念が生じるなど、微妙な問題があるので、そうした方々の気持ちを大事に酌み上げ、そういう感情に合ったやり方にすべきだと思います。

土田寛（学識経験委員）

亀倉委員の意見はもっともだと思いますが、逆にその種の気遣いは、動画撮影や録音以前の問題として、周辺住民意見交換会の場では意見が言えないことが前提になってしまいます。

逆にそうした気遣いは、先程少し議論になったコメントで別途酌み上げるという形で良いと思います。

なお、事務局から意見のあった既存地区云々の温度差は、それこそ地域コミュニティーの状況や強さにより、この種の誘致に対して賛成側に働く場合と反対側に働く場合があると思います。

先にセンシティブな部分は別途対応する方策を考えてもらい、自分が出席出来ない周辺住民意見交換会の動画は観たいです。

要は行間を読みたいのです。

亀倉委員が仰ったようなセンシティブな部分は、実は行間及び誰かが発言したときの会場の反応として五感に訴えてくる部分があるので、是非とも動画を観たいです。

技術的なこととして、場合によってはレンズの半分にはフィルターをかけて、手前側をさらにぼかして別接続のマイクをセットすれば、画像が悪くても音だけは綺麗にとれます。

岩井邦夫（委員）

それであれば録音で良いという話になりますが、動画撮影が可能であれば1番良いと思いますし、貴重な情報です。

誰かが発言した際、周りの方が賛同しているかどうかは、映像で大体の雰囲気として分かります。

うなずいているとか、声に出ない声というものがありますが、録音だけだとそうした雰囲気は分かりません。

事前に確認して了解が得られなければ仕方ありませんが。

寺嶋均（委員長）

動画撮影する際は、事務局で撮影データをDVDに複製して委員に配布する形となりますか。

岩井邦夫（委員）

DVDであればテレビで観ることが出来ます。

藤森義韶（委員）

あくまでも後方からの固定撮影で会場全体を撮影し、個人の顔は映さないこと及び全体の雰囲気を把握したいという目的を地元の方に説明し、お願いしたら良いと思います。

山口進（委員）

地元から動画撮影は認めないと言われたら、撮影は出来ません。

藤森義韶（委員）

そうです。

柴田圭子（委員）

録音も了解を得てからということですか。

吉田地区の説明会の際は、録音の了承を得たのですか。

浅倉郁（事務局：主査）

吉田地区の説明会の際は、了解を得た上で録音しました。

この度の周辺住民意見交換会は、録音の可否について事前に町内会に確認していませんが、本日の委員意見を受け、町内会に確認しながら動画撮影を行う方向で考えたいと思います。

渡邊忠明（副委員長）

DVDであれば再生装置の心配がなくなります。

寺嶋均（委員長）

先程、岩井委員から、出席委員はコメントを纏めて全委員へ提出し、取り扱いはオープンとする意見がありました。

河邊副委員長からは、当該コメントは周辺住民意見交換会の開催終了後の3次審査の際に会議で発言すれば良いといった、取り扱いは個人ベースとする意見がありました。

岩井邦夫（委員）

出席委員の感想は気になる場所なので、オープンにするほうが良いと思います。

寺嶋均（委員長）

河邊副委員長、山本委員、玉野委員は、個人ベースで良いという意見でしたが。

黒岩七三（委員）

以前、3次審査の定性評価に関しては、評価の共通フォーマットを作るべきというという意見を出しました。

評価の共通フォーマットを用いて各委員で評価をすれば、個人ベースで良いと思います。

詳細な部分は、周辺住民意見交換会の開催終了後の3次審査の会議で審議すれば良いと思います。

については、事務局で評価の共通フォーマットを作成するかどうかを先に決めてほしいと思います。

寺嶋均（委員長）

周辺住民の理解度・協力度については、既に7項目の着目点が掲げられていますが、評価の共通フォーマットを用いて各委員が事前に評価し、周辺住民意見交換会の開催終了後の3次審査の会議で評価した内容を発言するという考えですか。

黒岩七三（委員）

そうです。

事務局から提出される評価資料を確認しながら標準的な評価を行うべく、評価の共通フォーマットは必要だと思います。

浅倉郁（事務局：主査）

先程、町内会に確認しながら動画撮影を行う方向で考えたいと説明しましたが、参考資料①をご覧ください。

右側の欄、周辺住民意見交換会開催日程（最短案）ですが、既にC町内会から6月7日の夜間に開催することで、指定されています。

また、6月8日はE町内会が午前、H町内会が夜間に開催することで、指定されています。

正直なところ、短期間で町内会に確認すること及び町内会毎の対応が異なることは余りよくないと考えています。

申しわけありませんが、出来れば当初予定していた録音と、概要版の会議録で評価をお願いしたいと考えています。

また、出席委員のコメントは、先程から色々な意見が出ているところですが、やはり、委員個々の評価という部分を基本に考えているので、事務局としては、個人ベースで進めていただければと考えています。

岩井邦夫（委員）

それは事務局の越権行為です。

この会議で今決めようとしているのに、事務局の意見を通そうとするのはおかしいです。

まず、決を採ってからにしてください。

浅倉郁（事務局：主査）

申しわけありません。

寺嶋均（委員長）

それでは、決を採ります。

出席委員はコメントを纏めて全委員へ提出し、取り扱いはオープンとすることに賛成の方。

(5名が挙手)

出席委員のコメントは周辺住民意見交換会の開催終了後の3次審査の際に会議で発言すれば良いといった、取り扱いは個人ベースとすることに賛成の方。

(9名が挙手)

寺嶋均 (委員長)

それでは、出席委員のコメントの取り扱いは個人ベースとすることで決めます。

黒須良次 (委員)

コメントを事務局に提出する期日も決めてほしいと思います。

また、やはり余りにもバラバラな観点から主観的なものに走り過ぎてしまうコメントだと纏めようがないので、先程、黒岩委員から提案のあった評価の共通フォーマットを決めておかないと整理が難しいと思います。

その辺の基本的な部分、あるいは基準に関わるようなものはフォーマット化し、事務局・委員間で横並びに見られるよう整理すべきだと思います。

寺嶋均 (委員長)

事務局に確認しますが、3次審査を行う時期はいつ頃になりますか。

浅倉郁 (事務局：主査)

本日提案した約2カ月延伸のスケジュールですが、会議開催数は当初予定よりも2回増やしています。

そうした中、周辺住民意見交換会は7月26日まで開催しますが、翌7月27日に予定している第13回会議での3次審査の審議は厳しいと思っています。

また、第13回会議の後は、すぐにお盆等の行事が入るので、出来れば周辺住民意見交換会毎に出席委員に評価いただきしたいと思います。

事務局としては、委員の皆さんに評価していただく資料を速やかに作成及び提出し、周辺住民意見交換会の開催終了後、速やかに会議を開催し、3次審査に取り掛かりたいと考えています。

寺嶋均 (委員長)

具体的なことをはっきりと言える状況ではないのかもしれませんが、7月27日に3次審査を行うことは無理かもしれません。

岩井邦夫 (委員)

周辺住民意見交換会毎に評価をお願いしたいと説明がありましたが、出席委員が開催毎に集まって評価するという意味ですか。

浅倉郁 (事務局：主査)

出席委員は、各自で評価します。

岩井邦夫 (委員)

周辺住民意見交換会毎に会議を開催するのですか。

浅倉郁（事務局：主査）

会議は全て周辺住民意見交換会が終わった後に開催したいと考えています。

岩井邦夫（委員）

周辺住民意見交換会とは別の日に会議を開催するのですか。

浅倉郁（事務局：主査）

はい。

岩井邦夫（委員）

その会議は、十数回開催するのですか。

浅倉郁（事務局：主査）

各委員のコメントを持ち寄り、1回の会議で纏めたいという意味です。

寺嶋均（委員長）

出席委員は、忘れないように個人ベースのコメントを纏めておくという意味合いですか。

岩井邦夫（委員）

そういう意味合いですか。

亀倉良一（委員）

個人ベースのコメントは当然纏めておきますが、この評価は順番をつけることから相対的なものなので、全ての周辺住民意見交換会が終わらないと判断が出来ないと思います。

開催毎に、それなりの認識は持ちますが、全体の中での総合的な判断になります。

寺嶋均（委員長）

確かに相対的・総合的な判断になります。

論文試験等においても、最初は辛めに評価してしまうなどの傾向があり得ます。

個人ベースのコメントは纏めるものの、全体を通しての調整は必要になると思います。

ただ、コメントを纏めるに当たり、黒岩委員の意見のとおり、評価の共通フォーマット・基本フレームは予め整理しておかないとまずいと思います。

共通フォーマットのベースは、評価基準で掲げている着目点で良いと思いますが。

藤森義韶（委員）

周辺住民意見交換会の開催毎の評価資料の提出は、開催の何日後位になりますか。

纏めて提出されても時間的に評価は出来ないと思います。

寺嶋均（委員長）

先程、事務局からは、時間が厳しいので録音しか無理という説明がありましたが、動画撮影が無理なことがはっきりしているのですか。

地元との折衝の問題はありますが、動画撮影を希望する委員が多くなってきました。

岩井邦夫（委員）

最初の周辺住民意見交換会の開催までに2週間程度の期間があるので、地元との折衝は可能だと思います。

渡邊忠明（副委員長）

要するに録音か動画撮影かだけを確認する話なので、時間は余り関係ないと思います。

岩井邦夫（委員）

事務局でビデオカメラを所有していないと困りますが。

浅倉郁（事務局：主査）

先程、時間軸の説明をしましたが、確かにそれは直接関係しないと思います。

ただ、町内会毎で動画撮影する場合としない場合があることは、評価資料に違いが生じるので、いかななものかなという単純な心配があります。

岩井邦夫（委員）

顔は映さないのが原則は録画しますということの方針として謳えば良いと思いますが、拒否されたら仕方のないことです。

大須賀利明（事務局：工場長）

地区によってはビデオ撮影あり、地区によっては録音だけということでも良いということですか。

渡邊忠明（副委員長）

相手方の了承次第ということですか。

岩井邦夫（委員）

了承次第です。

大須賀利明（事務局：工場長）

つまり、了承次第でビデオ撮影のある地区と録音だけの地区という2つのパターン生じても一向に構わないということですか。

岩井邦夫（委員）

録音すら了承をいただけない地区もあるかもしれません。

大須賀利明（事務局：工場長）

そのパターンも考えられますが。

藤森義韶（委員）

相手方の了承次第で結構です。

大須賀利明（事務局：工場長）

地区の意向に従うことでよろしいですね。

寺嶋均（委員長）

やはり相手方の了承を得なければいけないことなので、場合によってはビデオ撮影出来ないことは止むを得ないですが、映像での評価と音声での評価で、雰囲気等の受け止め方に差が生じることによる不公平感の問題があります。

後方撮影であれば、大体了承していただけるとは思いますが。

岩井邦夫（委員）

公的な取り組みなので、普通は了承してくれると思います。

藤森義韶（委員）

ビデオ撮影の了承が得られなければ、録音記録での評価は止むを得ないです。

寺嶋均（委員長）

藤森委員の意見のとおり、ビデオ撮影の了承が得られなければ、録音記録で評価すること

でよろしいですか。

(「異議なし」との発言あり)

寺嶋均 (委員長)

異議なしと認めます。

事務局でビデオカメラを所有していますか。

浅倉郁 (事務局：主査)

所有しています。

黒須良次 (委員)

5月初旬に吉田地区への説明会を開催し、メールで会議録が送信されましたが、非常に良く出来た分かりやすい会議録として纏められていたと思います。

ただ、会議録の中身を見ると、出席住民から、どの位の規模のどのような施設が出来るのかという部分で、排ガスの心配やごみ収集車の通行量などの質問があり、施設そのものを良く把握されていないという現実があります。

組合では、これまで候補地の公募時など、色々な機会に情報を提供していると思いますが、実際に地区に赴き一般住民の皆さんに説明する段になると、ほとんどの方が良く理解していない状況です。

今回、吉田地区の皆さんは、基本的な情報を良く理解されたのだろうから、今後の周辺住民意見交換会では非常に活発に意見が出てくると思います。

しかし、他の地区へは今回の周辺住民意見交換会で初めて赴くので、基本的な情報がないまま、結局のところ説明会で終わってしまい、実質的には意見交換にならず、また、出席住民にとっては、何をどう考えたら良いか分からなくなります。

あるいは、地元住民同士の意見交換も出来ないことになるので、要するに施設概要などの基本的な情報を出来るだけ早目に関係地区に配布しないと、周辺住民意見交換会そのものの趣旨が達成出来なくなるのではということを一歩心配しています。

周辺住民意見交換会は、その辺が1番の肝どころだと思うので、是非ゆとりを持ったスケジュールで、同じ情報をうまく配布してほしいと思います。

なお、基本的な情報の配布は、資料の全戸配布なのか、または別途説明会を開催するのか確認します。

寺嶋均 (委員長)

吉田地区の説明会では施設概要という簡単な資料がありましたが、これから周辺住民意見交換会に向けた基本的な資料などを固めていく中、基本的な施設構想が事務局で固まっているとすれば、やはり事前に資料を住民の皆さんに配布したほうが良いと思います。

そうすることで、周辺住民意見交換会における説明も楽になると思います。

また、岩井委員が以前からよく言うように、住民の皆さんはどのような施設が出来るのかを必ず聞くとします。

藤森義韶（委員）

本日の会議で、周辺住民意見交換会の資料の内容等について審議するのですか。

浅倉郁（事務局：主査）

審議を予定していません。

藤森義韶（委員）

重要なことだと思いますが。

岩井邦夫（委員）

1番重要なことなのです。

肝心なことが抜けています。

川砂智行（事務局：副主査）

吉田地区で開催した説明会の関係ですが、既に要点会議録を皆様にメール送信していますので、一読いただいたと思いますが、住民の皆様から色々な質問があり、回答している中で1つ特徴的なやりとりがありましたのでご紹介します。

施設に関する基本的な情報としては、平成25年度にごみ処理基本計画検討委員会が決した施設整備基本方針しか現時点ではありませんと申し上げています。

また、実際にどういった施設を整備するかは、今後のステップとして施設整備基本計画を纏めたいと申し上げています。

さらに、当該計画を纏める際、従前の手法のように行政側で策定し地域に押しつけるというようなことではなく、地域の皆様との対話の中でより良い当該計画を一緒に考えていきたいとする趣旨の説明をしました。

すると、出席住民の皆様から、それは非常に良い取り組み方法であり、仮に清掃工場を受け入れるとすればそういった形で一緒に考えていきたいという発言がありました。

そうした取り組みについては、他の地区でも賛同いただけると思います。

やはり、一緒に考えていくというのが、これからの環境行政の基本的なスタンスになると思うので、具体的な施設計画が未定の状況で周辺住民意見交換会を開催することは、事務局としては何ら問題がないと考えています。

柴田圭子（委員）

周辺住民意見交換会では、吉田地区で行ったような説明を最初にせざるを得ないと思いますが、説明時間はどの程度要しましたか。

川砂智行（事務局：副主査）

説明前であっても、清掃工場がどういう施設なのかということは、やはり雰囲気として住民の皆様は分かっています。

吉田地区の説明会の際は、最初に印西クリーンセンターの見学者用DVDをご覧いただきました。

その後、ポイントを絞った施設整備基本方針などを説明した後、質疑応答を行い、特段進行が混乱することもなくスムーズに進んだと思います。

開催時間は19時から20時45分で、DVD上映及び説明に要した時間はそれぞれ15分間程度です。

柴田圭子（委員）

吉田地区の説明会をモデルとし、合わせて周辺住民意見交換会の開催時間を2時間位と想定すると、1時間半位は本題の意見交換が出来るということですね。

藤森義韶（委員）

吉田地区の説明会では、事務局の視点が2つ位ずれているという気がします。

1つは、用地検討委員会を立ち上げた段階で、関係市町の財政状況が非常に厳しいことを話しました

吉田地区の説明会の会議録から感じたことは、現状の関係市町の財政状況が非常に厳しいことが全く示されていない。

ついては、住民側から色々な要望が出ています。

事務局側も色々な施設が何でも出来るような形で説明していることが見受けられるので、少しおかしいのではないかと思います。

やはり、現状の関係市町の財政状況にも触れる必要があると思います。

もう1点は、三鷹の視察の例がありましたが、やはり現代の清掃工場はごみ焼却施設ではなく、発電所としていることもメリットとして同時に触れておく必要があると感じました。

黒須良次（委員）

事務局から、吉田地区の説明会の話がありましたが、会議録を読むと事務局の説明に対して、やはり施設概要に関する説明のなかった小さな質問がたくさんあったと思います。

説明会がうまくいったという話のように聞こえましたが、それは説明会だからこそうまくいったのであり、どういう施設なのかという説明が十分し切れたというだけのことです。

しかし今回、周辺住民意見交換会という形で地元へ赴いたらどうなりますか。

全体像の分からない施設が来るのに初めから意見交換会という形なので、むしろ反発されるか、変なバイアスが掛かるので、きちんとした手順で時間的に相当のゆとりを与える必要があります。

吉田地区も最初から意見交換会という形で赴いたとしたら、多分、疑心暗鬼になってしまったと思います。

タイムスケジュールが押されていることは当然ありますが、やはりきちんとした手順が必要で、余り急いで事を進めると、地区によっては本来ウエルカムなのに反対になってしまうかもしれません。

寺嶋均（委員長）

吉田地区の説明会ですが、どのような施設が出来るかということに関し、印西クリーンセンターの見学者用DVDを上映したとのこと。

これから新しく造る施設は、より性能が良くなるかもしれませんが、大体、構造的には似通っているので、大体のイメージとして紹介したということですね。

今後の周辺住民意見交換会の際、どのような施設が出来るかという基本情報は、開催の前に周知する必要があると思います。

周辺住民意見交換会で印西クリーンセンターの見学者用DVDを活用するのか、新たな資料により説明するのかなどを検討しておかないとまずいです。

岩井邦夫（委員）

印西クリーンセンターの見学者用DVDでは、現施設の紹介で終わってしまい、少しそぐわない場合もあると思うので、写真をたくさん用いたパワーポイントで説明するという手もあります。

なお、どういう施設を造るか住民の皆さんと相談して決めるという説明は、凄いい誤解を招く可能性があります。

何でも要求したら出来るのだと認識されてしまったら、大変な話になりますので、よく考えて説明しないといけないと思います。

川砂智行（事務局：副主査）

事務局としては、平成25年度にごみ処理基本計画検討委員会が決めた施設整備における重要な事項で掲げている「施設整備から運営のすべての段階において住民参加の機会を設け、地域住民とともに計画・管理していきます。」という基本方針に基づいて計画を進めています。

なお、先程の藤森委員からのご意見について説明させてください。

まず財政問題の関係ですが、色々な施設が何でも出来るような形で説明していることが見受けられるとのことですが、そうした説明は一切していません。

清掃工場を整備する際の付帯施設として一緒に整備するような地元還元施設というのは一般的にどのようなものがあるかという質問に対して、他自治体の事例を説明しただけで、例示したようなものを必ず検討するような説明はしていません。

また、「地元対策も含めた予算は幾らあるのだ」という質問もありましたが、予算的なものは何ら決定していない旨の説明をしています。

また、今後の施設は発電施設であるということに関しては、事務局から説明を加えており、ごみを燃やすという施設ではなく、これからの清掃工場は発電所であるというようなイメージを持っていただきたい旨の説明をしています。

柴田圭子（委員）

地元還元について、ふじみ衛生組合の周辺住民は、日本一の素晴らしい清掃工場の整備と会議室の使用を要求しただけで、他は全く要求していません。

今後、同様の地区が出てくるのは不思議ではないので、プール造りました、保育施設造りましたという紹介だけではなく、そうした先進的な事例説明も付け加えてほしいと思います。

また、最初なので、どうしても質問応答に加えて冒頭で説明の時間が必要になると思います。

そうすると、説明会プラス意見交換会のような形となり、意見交換の時間が不足することが考えられますが、その場合、周辺住民意見交換会の再度開催を要求される可能性があることから、再度開催の可否を事前に検討しておいたほうが良いと思います。

大須賀利明（事務局：工場長）

吉田地区の説明会は、地元の地権者グループが応募したので、清掃工場というものを理解したいという地元の皆様の要望に応じただけです。

柴田圭子（委員）

しかし、これから周辺住民意見交換会を開催するので、吉田地区としては説明を2回受けるわけです。

大須賀利明（事務局：工場長）

2回目ということではなく、1回目の周辺住民意見交換会として赴くと考えてください。

柴田圭子（委員）

吉田地区以外は説明会を開催していないので、計画の概要から説明することは絶対に外せません。

それとも、開会后速やかに意見交換するのですか。

川砂智行（事務局：副主査）

これまで委員の皆様から色々な意見を頂戴し、特に渡邊副委員長からは、第1回会議からご指摘を受けていますが、やはりきちんとした清掃工場の理解がないと次のステップに進まないで、基本的な部分をきちんと説明したうえで意見交換という流れになるのは当然のことと考えています。

吉田の説明会に関しては、事務局で大丈夫であろうと考えた程度の説明で、結果として大丈夫でしたが、より良くするための細かい改善点は幾つかあるので、その辺の精査を加えたうえで、これからの周辺住民意見交換会に臨みたいと考えています。

寺嶋均（委員長）

各委員から参考になる意見がたくさん出たと思います。

やはり、周辺住民意見交換会の前段で、どのような施設が出来るのか、印西クリーンセンターの見学者用DVDや、パワーポイントなどを活用しながら、現時点で言えることを出来るだけ説明し、施設のイメージを十分に持っていただかないと、周辺住民意見交換会で具体的な意見が言えないと思います。

そういう点で、第1回の周辺住民意見交換会まで時間が短いですが、委員意見を参考として、事務局で分かり易い資料を作成してください。

(暫時休憩)

寺嶋均（委員長）

ここで、10分間の休憩とします。

(再開)

寺嶋均（委員長）

用地検討委員会を再開します。

次第4 候補地の1次審査(案)について

寺嶋均(委員)

次第の4番、「候補地の1次審査(案)について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

浅倉郁(事務局:主査)

候補地の1次審査(案)について、ご説明します。

会議資料の3ページをご覧ください。

また、各項目に対する確認資料も合わせてご覧ください。

前回の会議では、土地の権利関係などは調査中でしたが、この資料は全ての調査が完了したうえでの審査結果(案)です。

上から順に説明します。

No.1面積要件は、備考欄に記載しているように、岩戸地区と滝地区は2.5haに及んでいませんが、確認資料1-7ページのとおり、図上において各候補地内に現在地の清掃工場、管理棟、煙突及び建替え用地を配置及び確認することで、施設の設置が可能と判断しました。

なお、詳細設計の段階では、擁壁などの整備も考慮した造成計画を立案します。

このようなことから、全ての候補地はマルと判断をいたしました。

次にNo.2洪水浸水地域は、既存資料による確認を行い、全ての候補地はマルと判断しています。

次にNo.3自然公園法で規定する公園は、こちらも既存資料による確認を行い、全ての候補地はマルと判断しています。

次にNo.4(i)活断層は、既存文献により全ての候補地は該当なしと判断しています。

次にNo.4(ii)不法投棄関係は、印西市への照会の結果が該当なしであったこと及び応募地を広く公表した4月21日以降、これまでに情報提供が寄せられなかったことから、全ての候補地は該当なしと判断しています。

次にNo.4(iii)アクセス道路は、備考欄に記載しているように、岩戸地区、武西地区①、吉田地区は、既存の幹線道路に接していないことから、アクセス道路の確保が必要となります。

ただ、直近に既存の幹線道路が整備済み若しくは印西市における幹線道路整備計画があること及びアクセス道路ルートを選択肢は複数であることから、現時点では除外する条件に該当しないと考えています。

次にNo.4(iv)敷地境界の確定は、備考欄に記載しているように、本件の具体的な確認は今後の作業となりますが、現時点では除外する条件に該当しないと考えています。

なお、全ての候補地における各土地は、用地買収の際、隣接地との境界確定が必須となる分筆が伴わないことから、公簿面積による買収が可能です。

次にNo.4(v)所有権以外の各種権利は、備考欄に記載しているように、武西地区②の土地のうち1筆と吉田地区の土地のうち1筆に、それぞれ所有権移転請求権が仮登記されておりますが、関係者が所有する書類の確認及びヒアリングにより、用地買収時に当該請求権の

抹消が可能であることを把握しました。

よって、除外する条件に該当しないと考えています。

次にNo.4 (vi) 暴力団員等は、備考欄に記載しているように、平成26年5月23日に岩戸地区の応募者から応募変更届出書が提出され、新たな土地所有者1名が追加されたことから、現時点において調査が未了です。

先程、本件の土地の追加は認めることで決させていただきましたので、暴力団員踏査に速やかに取り掛かります。

なお、調査期間は3週間程度要します。

寺嶋均（委員長）

事務局の説明が終わりました。

質問などありましたら、出してください。

岩井邦夫（委員）

No.4 (iii) のアクセス道路ですが、アクセス道路ルートは複数の選択肢があることから、用地の確保が容易であるという判断だと思いますが、全ての土地所有者に用地買収に応じていただけるか確認したのですか。

浅倉郁（事務局：主査）

現時点では確認していません。

岩井邦夫（委員）

確認していないのに問題ないと判断した理由は何ですか。

川砂智行（事務局：副主査）

用地買収に応じていただけるか確認するにしても、ある程度明確な事業計画を持っていないことには、土地所有者にそういった打診・確認をすることが現実的には難しいものがあります。

現地を色々と確認しましたが、備考欄に記載しているように、アクセス道路は複数のルートが考えられるので、その中の1つが実現すればアクセス道路としての機能を持てます。

よって、今後の検討課題のような意味合いの位置付けになると思いますが、現時点でアクセス道路の問題を理由に、候補地から除外する判断はすべきではないと考えています。

岩井邦夫（委員）

要は多分大丈夫だろうという楽観論ですね。

川砂智行（事務局：副主査）

楽観論ではありませんが、最終的にアクセス道路を必ず整備するということに向けて、地域の情勢及び土地所有者の意向等を睨みながら、今後、適切に検討を進めていきたいと思えます。

岩井邦夫（委員）

評価基準では、アクセス道路の境界線から300m以内の町内会の住民の同意も取得する基準ですね。

川砂智行（事務局：副主査）

参考資料①をご覧ください。

周辺町内会関係の資料ですが、左側に抽出条件として、候補地の敷地境界から300mの範囲内としています。括弧書きのとおり、想定されるアクセス道路の用地を含んで設定しているため、これから皆様に周辺住民意見交換会に赴いていただく地区は、想定されるアクセス道路から300mの範囲内という概念を持った地区です。

岩井邦夫（委員）

複数ルートが想定されるが、どのルートであっても周辺町内会に変わりはないということですか。

川砂智行（事務局：副主査）

はい、そうです。

岩井邦夫（委員）

しかし、用地買収に応じていただけるか分からない。

用地買収に応じない土地所有者がいたらどうするのですか。

川砂智行（事務局：副主査）

先程申し上げたように、今後の事務局サイドの検討と、最終的には地元町内会のご意向なども関係すると思うので、今後、調整していきたいと思います。

寺嶋均（委員長）

建設候補地を決定するまでに、ある程度、土地所有者に対する打診や確認をする必要はありますか。

川砂智行（事務局：副主査）

先程申し上げたように、明確なアクセス道路の整備計画がない中で、具体的に所有権移転をお願いすることを土地所有者に説明するのは難しいと思います。

あくまで想定されるルートが1ルートしかなければ、現段階で打診や確認は出来ますが、現段階では整備ルートを決めきること出来ないため、後段の作業として位置付けていただければと考えています。

岩井邦夫（委員）

清掃工場の建設地は、アクセス道路整備の目途が立たないと決定出来ませんね。

凄く危ういと思いますが、そうした現状であることは分かりました。

寺嶋均（委員長）

確かにアクセス道路の用地も確保しないと最終的な目的は達成出来ませんが、現状では土地所有者への確認は難しいので、その点を認識したうえで計画を進めざるを得ないということです。

1次審査に関して他に何かありますか。

（「なし」との発言あり）

寺嶋均（委員長）

岩戸地区の暴力団関係の調査が未了ですが、これは調査の結論待ちとし、調査の結果、問題があれば除外するという取り扱いで、1次審査結果を了承いただくことでよろしいですか。

(「異議なし」との発言あり)

寺嶋均 (委員長)

異議なしと認めます。

次第5 候補地の2次審査(案)について

寺嶋均 (委員)

それでは、次の5番目の「候補地の2次審査(案)について」、事務局から説明をお願いします。

朝日大輔 (コンサルタント:課長)

会議資料の4ページをご覧ください。

2次審査結果(案)を一覧で纏めたものになります。

前回会議と若干変えている部分を先に説明します。

No.5とNo.13も黄色のハッチングをしていましたが、これらは確認資料と現地調査の結果で確認が出来る項目ということで、水色のハッチングに変更しました。

黄色のハッチングの部分は、委員評価を集計して平均化した部分になります。

No.5地域住民の日常生活への影響は、住宅、学校等、病院等の3項目に区分しています。

評価基準は、候補地と対象物の距離に応じて減点し、基準距離は敷地境界から100mと300mという区分になります。

確認資料2-1ページをご覧ください。

図面の縮尺を出来るだけ大きくし、見やすくするために候補地毎に作成しています。

図中、赤く囲まれた範囲が候補地の敷地境界となります。

そこから100mの範囲と300mの範囲を波線で示しています。

住宅はピンク、学校等は黄色、病院等は水色でプロットしています。

なお、水色のラインで示している部分は、河川や水路を表しています。

岩戸地区は、住宅が100m以内になく、300m以内にあるためマイナス5点、学校は300m以内に時任学園、先程、山口委員から意見がありましたが、現状で学校があると判断し、マイナス5点という評価をしています。

病院等は、周辺にないことを確認しています。

続いて、2-2ページをご覧ください。

滝地区は、100m以内に住宅があるのでマイナス10点、なお、宅地造成の計画があり、それを今回、図中に示しています。

学校等と病院等は、ないことを確認しています。

続いて、2-3ページをご覧ください。

武西地区①は、300m以内に住宅があるのでマイナス5点、学校等や病院等は、ないことを確認しています。

続いて、2－4ページをご覧ください。

武西地区②は、300m以内に住宅があるのでマイナス5点、100m以内に東京電気大学があるのでマイナス10点、さらに100m以内に特別養護老人ホームがあるので、マイナス10点と評価しています。

なお、100m範囲に住宅計画があることを今回追記していますが、現状での評価なので、考慮はしていません。

続いて、2－5ページをご覧ください。

吉田地区は300m以内に住宅がありマイナス5点、学校等や病院等はありません。

続いて、2－6ページをご覧ください

現在地は、300m以内に高層住宅がありマイナス5点、学校等は周辺にありません。

病院等は、300m以内に今後建設予定の計画がありますが、現状での評価なので、考慮はしていません。

また、黒須委員から提出のあった意見書に記載されている地区名、小倉台一丁目、中央北二丁目、中央南一丁目を図面の中で分かるように配慮しましたので、審議の際に活用してください。

続いて、No.9地球温暖化防止を説明します。

確認資料2－8ページをご覧ください。

地球温暖化防止は、ごみの収集車両の走行に伴う温室効果ガスを評価対象としています。

評価結果は、右下の表を参照してください。

温室効果ガスが最も多く出たのは岩戸地区で、年間約560トンとなります。

最少は現在地で、年間約500トンです。

候補地全てが印西市内なので、距離がそれほど変わらなかったことから、大きな差は生じていません。

なお、評価点は四捨五入で整数処理し、マイナス10点からマイナス9点という形で評価しています。

続いて、No.10各種規制の状況を説明します。

会議資料4ページをご覧ください。

各種規制の状況は、航空規制、埋蔵文化財包蔵地、農用地区、生産緑地地区の4つの細目があります。

まず、航空規制は、成田空港や下総航空基地に照会したところ、航空規制は掛からないことを確認しています。

次に、埋蔵文化財包蔵地は、確認資料2－9ページをご覧ください。

武西地区①、武西地区②、吉田地区が該当します。

いずれも候補地内の50%以上が調査対象となります。

若干補足しますが、重要な史跡等が確認された際、開発が制限されるのではないかという懸念がありましたので、印西市の教育委員会に確認したところ、これまで印西市内でそういった状況になった事例はないとのことでした。

また、開発区域内で造成を伴わない土地及び盛土する土地は、埋蔵文化財が存置されるた

め規制が加わることはないとのことです。

従って、万が一、重要な史跡等が確認されたとしても、施設の配置計画でカバーすることが可能なので、現時点で事業の実現性に関し特段の問題はないと捉えています。

次に、農用地地区は、確認資料2-10ページをご覧ください。

全ての候補地で対象はないことを確認しています。

次に、生産緑地地区は、全ての候補地で対象はないことを確認しています。

次に、No.11用途地域の適合は、確認資料2-11ページをご覧ください。

現在地が第二種住居地域であり、マイナス5点となります。

それ以外の候補地は全て市街化調整区域なので、減点はないという状況です。

次に、No.12液状化予測地域は、確認資料2-12ページをご覧ください。

現在地に黄色のハッチングがあり、液状化しやすさで、ややしやすいに該当するので、マイナス5点となります。

それ以外の候補地は、全て白色なので減点はありません。

最後に、No.13地形の状況は、確認資料2-13ページをご覧ください。

全ての候補地内に急傾斜地、崩落危険区域、または土砂災害警戒区域などは存在していないことを確認しているので、全ての候補地で減点はありません。

また、現地調査でも危険箇所は確認されませんでした。

寺嶋均（委員長）

黄色でハッチングしたNo.6、No.7、No.8を除く評価項目の説明がありました。

意見や質問があれば出してください。

黒須良次（委員）

No.5番の病院等ですが、現在地の300m以内の中央北一丁目に病院の予定地があるので、当然病院が建てられるものと解釈し、マイナス5点にするべきだと思いますが、その辺の考え方を説明してほしいと思います。

堀本桂（委員）

同様のことで、武西地区②は100m以内に宅地計画があります。

また、先日の現地調査の際、造成工事を始めていることを確認しました。

将来計画も評価する考え方であれば、マイナス10点になると思います。

寺嶋均（委員長）

今迄の事務局説明では現状ベースになっています。

予定は、時間軸的なものも含めて不確定な面があることから、現状ベースで評価せざるを得なかったということですか。

朝日大輔（コンサルタント：課長）

はい。

土田寛（学識経験委員）

意見のあった武西地区②は市街化調整区域に位置し、隣接地が市街化区域となっているので、要は市街化区域と市街化調整区域の理解の問題だと思います。

武西地区②の隣接地は、基本的には市街化を図ることを印西都市計画で決めた地区なので、

現況の土地利用が空き地であったとしても、生産緑地指定もしていないので、将来住宅地が形成されることが当然予想されます。

よって、ある意味ではリスクを回避したほうがベターだと思います。

もちろん、環境影響評価的な意味で影響が実体化した際に対応するのが、この種の施設整備の考え方としては当然ですが、一応、曲がりなりにも都市計画上の市街化区域なので、通常の用途規制に伴って土地利用がされるという前提で考えたほうが安全側だと思います。

一方、市街化区域の現在地ですが、従前の議論で工業系以外の土地利用における中間処理施設整備に差をつけて、ゼロ点とマイナス5点という整理になったと思いますが、厳密レベルには都市計画法上は、どちらも用途規制は掛かっていません。

そうでなければ、現施設が現行不適格になります。

そうした意味からすると、現在地は都市計画法上で違法ではありません。

それを前提として、現在地の関係の病院予定地ですが、これは当該、施設も含め全て市街化区域内に位置し、当然、何らかの土地利用がされるわけですが、これから近傍地に清掃工場が整備される市街化区域内における土地利用に関する問題と、先に清掃工場が整備されている場合の周辺市街化区域内の土地利用については、我が国の都市計画における土地利用上の問題とすると、後発の施設が当然配慮すべき問題であり、両方とも法的に合致した土地利用がなされている上で後に立地する施設は、今回評価に加えるべきではないと考えます。

もちろん異論等々あると思いますが、都市計画の考え方、皆様の土地所有、建物建設等々については、国土利用計画も含め、上位の計画から個別の用途地域まで一応規制を掛けている都市計画の観点からすると、通常、現状に対する判断になると思います。

黒須良次（委員）

今回の用地検討は、仮に清掃工場が移転となれば、現在地は清掃工場ではなくなるので、現施設の更新を前提、要するに現状ありきではなく、現在地以外の候補地で決まった場合、造り直すということなので、同じ土俵、同じ条件で評価すべきと思います。

土田寛（学識経験委員）

そうだとすると、市街化区域内は全域土地利用が可能なので、考え方としてこの種の施設が整備出来ないことになってしまいます。

つまり、市街化区域内に清掃工場は立地出来ないということを前提に話を組み立てることになります。

黒須良次（委員）

法規制上で立地出来ないということですか。

土田寛（学識経験委員）

法規制上は立地出来ますが、周辺土地利用が将来されるということを前提に考えた場合に安全側で考えると、市街化区域内には一切この種の施設が立地出来ないという考え方になってしまいます。

黒須良次（委員）

現施設の周辺は将来市街化が予想される空地があり、また、100m以内に病院計画があります。

日常生活への影響の観点として、住宅、学校、病院を掲げていますが、既に病院の色が濃いと判断出来るのであれば、評価対象に加えるべきだと思います。

最初に事務局に確認したかったことは、医療法人が既に土地を取得し開業準備しているのか、既に開発許可が出ているのかなど、病院計画がどの段階にあるかということです。

民間投資の病院事業なので、計画の段階によっては整備がほぼ確実となります。

土田寛（学識経験委員）

市街化区域内同士の場合と、市街化調整区域と市街化区域が関係する場合の違いをまずは押さえてほしいと思います。

黒須良次（委員）

それは、現在地に次の清掃工場を整備することを前提にしていると思います。

土田寛（学識経験委員）

手続きは必要ですが、市街化区域内に清掃工場は立地出来ます。

都市計画ないしは公共政策の立場からの意見になりますが、たとえ病院であっても、前後の関係で一民間事業に公的セクターの都市計画施設が左右されてはいけません。

現在この地に清掃工場が立地しているので、民間病院の事業者は清掃工場が立地していることを前提に計画しています。

周辺住宅にしても、建設年の比較をした場合に、清掃工場が立地している前提で土地利用がされたので、それを後からということは、少し問題がある可能性があります。

黒須良次（委員）

良く分かりました。

しかしこの評価は、権利・制限的な強さや影響のようなことではなく、あくまでもここで建替えた場合に想定されるマイナス要因として病院が考えられるのであれば考慮するというだけの話なので、土田学識経験委員が仰ったような深い事業ベースの話ではないと思います。

土田寛（学識経験委員）

事業ベースの話をしているのではなく、公的施設の立地論に関する基本的な理解です。

亀倉良一（委員）

難しい内容で良く分かりませんが、要は候補地の比較評価の問題です。

先程の1次審査のアクセス道路の問題にしても、現状で道路がなくとも近い将来道路が出来る可能性があるので除外しませんでした。

それと同じような考え方で、例えば武西地区②は、現状で100m以内に住宅はないが、現に宅地造成しているので住宅が建つのは明らかです。

同じような意味で、現在地の病院計画も確実性があると判断されるのであれば、候補地の相対評価の段階では、むしろ考慮するべきだと思います。

なお、別件ですが岩戸地区について、学校でマイナス5点と採点していることに疑問があります。

確認資料2-1ページの地図によると、学校というのは時任学園が対象です。

300mラインの少し内側の学校正門に黄色いマークがプロットされていますが、校舎は正門から南下した先の300mラインの外側となります。

現地に赴き確認しましたが、時任学園は全寮制の学校で、毎日学生が通学する学校ではないようです。

現状は、唯一の出入口である正門から、車が1台通れる程度の幅の小道を150m程進んだ先に校舎があり、袋地のようなロケーションになっています。

学校の評価は、地域住民の日常生活への影響という視点なので、単に学校施設の1つである正門が300m以内に位置していることだけでマイナス5点と採点すべきではありません。

ただ、時任学園の現地を確認していない委員もいると思うので、意見だけ申し上げておきますが、相対評価で微妙な比較が必要となった際は、この点の再考をお願いします。

山口進（委員）

全寮制の時任学園は、学園の認可は得ましたが、現状で学校としての実態はほとんどありません。

長い間、生徒、先生がおらず理事長1人がいるだけです。

よって、学校として生徒の通学等の問題はないので、マイナス評価の必要はないと思います。

寺嶋均（委員長）

生徒が1人いないのですか。

山口進（委員）

理事長1人がいるだけで、誰もいません。

渡邊忠明（副委員長）

現実に基づいて評価すべきだと思います。

岩井邦夫（委員）

将来、生徒を募集する意向があれば別だと思います。

山口進（委員）

そうした意向はないと思います。

柴田圭子（委員）

時任学園中等教育学校というしっかりしたホームページを作成していて、高らかに学校の理念や平成25年度の生徒募集要項などが掲載されています。

立派なホームページなのに生徒がいないので、実態がよく分かりません。

山口進（委員）

長い間生徒がいないので、今後もその可能性が強いと思います。

寺嶋均（委員長）

先程の現在地の件に戻ります。

事務局に確認しますが、確認資料2-6ページで病院（予定地）を青色で着色していますが、事業計画、事業者名及び土地取得状況などは調査済みですか。

川砂智行（事務局：副主査）

この病院は、現時点では具体的な計画がないと聞いています。

堀本桂（委員）

医療法人が既に用地を取得している可能性はありませんか。

川砂智行（事務局：副主査）

正確性を保つ意味で用地取得の件も含め、印西市に確認したいと思います。

寺嶋均（委員長）

先程、土田学識経験委員から、都市計画の観点からの理解や受けとめ方に関する説明がありました。住民目線による評価の仕方もあるのではないかと意見もありました。

2通りの意見が出ているところですが、いずれにしても病院計画の詳細を確認しないと審議は出来ません。

堀本桂（委員）

現在地の周辺は市街地なので、様々な民間事業の計画があると思いますが、特に武西地区②の宅地計画と現在地の病院計画は、既に事業が開始されている、あるいは事業の遂行が明らかかな状態だと思うので、そうした現実に沿って比較判断したほうが良いと思います。

黒須良次（委員）

同じ意見です。

多分、病院予定地はUR都市機構か企業庁が所有する土地だと思うので、税金を注ぎ込んで造成した土地です。

よって、目的を明らかにして用地買収したはずです。

特定の医療法人や、病院を経営出来る事業主体等が、病院用地として取得済みであれば、投資に関する金融絡みの話もありますし、当然、病院開業を目的として取得しているのであれば、やはりリスクとして睨んだうえで、きちんと評価しておくべきだと思います。

この地域は、他の病院の建設も進んでいますが、市場が動いている地域なので、多分、病院経営サイドは、どういう病院にするか、色々検討していると思います。

そうした検討の結果及び多分地価が高いことから少し慎重になっているのかもしれませんが、やはり用地の取得目的からして、そういう形で取得されているのであれば、当然評価しておくべきだと思います。

岩井邦夫（委員）

現在地近くの病院予定地ですが、土田学識経験委員の都市計画上の考え方を受け入れるべきだと思います。

この病院計画は、現施設がいずれ移転する前提ではないと思います。

我々は、現在地を候補地の1つとして位置付けているので、病院が大事だから配慮するという判断はすべきではないと思います。

黒須良次（委員）

その考え方は、よくよく考えれば、調整区域でも市街化区域の境界から1.1kmの範囲は、連たん制度で開発許可が受けられます。

また、許可を受ければ診療所等も出来ます。

要するに今の印西市は、市街化調整区域であっても準市街地的な感覚なのです。

土田寛（学識経験委員）

これは、都市計画上恥ずかしい状況ですが、全国的な問題です。

我が国の都市計画は、うまく進んでいるところありません。

そういう意味では、だからこそ原則論を何とかしたい。

黒須良次（委員）

都市計画の公共施設立地論は分かります。

特に商業地域だから将来何が出来るか分からないので、それに配慮していたら公共施設は整備出来ないのではないかと。

特に嫌悪施設的に思われているものは建たないのではないかと。

それは当然あるとは思いますが、現に病院用地として取得しているということは、実現性が非常に高いわけです。

ですから、現在地を新たに更新する適地として選んだ場合のことを今議論しているのであり、現施設が既にあるから云々ではないので、同じ条件で評価すべきだと思います。

土田寛（学識経験委員）

どのような医療法人か分かりませんが、病院は相当の水と熱源を必要とするので、清掃工場から熱供給することも考えてみては。

黒須良次（委員）

その点は、どちらかと言うと3次評価の地域社会貢献で評価すべきだと思います。

土田寛（学識経験委員）

近傍の病院を2次審査で減点評価した後、3次審査で加点評価することは有り得ません。

黒須良次（委員）

2次審査と3次審査は意味が違うと思います。

土田寛（学識経験委員）

それは論理矛盾を来します。

寺嶋均（委員長）

病院計画が、現在どのような段階なのか、本当に計画の実現性があるのかなどは、きちんと事務局で確認しておいてください。

予定は未定という判断もあり得ないわけではないので、やはり事前調査はしっかりとお願いいたします。

土田寛（学識経験委員）

疑っているわけではありませんが、権利だけを存置する方がいらっしゃいます。

公的機関が所有する土地を取得する際はないと思いますが、公共事業を進めると必ずそれに付随した何らかのアクションがあり、小屋一軒で数千万の補償費用のような話の逆バージョンな感じもするので、病院計画の不確定な事業を評価に加えるかどうかは判断が難しい気がします。

黒須良次（委員）

金融や不動産絡みの仕事をしていたので、これまで千葉ニュータウンをそうした視点から

見てきました。

結局、オフィス系及び商業系の事業は賃料負担力ないので、駅前商業地域はレジャーセンターになってしまいました。

要するに容積がダブダブなのです。

駅前にサンクタスというマンション出来ましたが、結局、容積率400%などの土地は経済的な点で住宅になってしまっている。

千葉ニュータウンは、そういう市場になっています。

よく言われている話ですが、結局、賃料負担力や地価負担力があるのは住宅、病院系、医療系、健康福祉系などに限られている中、中央北一丁目は、半分以上が空き地ですが、駅から半径100～200m以内で、イオンと張り合うような商業施設は今後立地することが出来ません。

そうした点から見ても、土地利用的には現在地周辺は住宅あるいは病院系の立地を想定しながら、また、病院計画があるのであれば委員長が仰ったように、計画の動きや権利関係などを調査し、事実を確認したうえで評価に加えるか否かを検討すべきだと思います。

寺嶋均（委員長）

都市計画的な観点からの説明は土田学識経験委員から伺いましたが、市民の方々から受け入れられるような形での見方もあると思います。

いずれにしても病院計画がはっきりしない状況で議論しても仕方ないので、事務局で病院計画の確度の把握に関し、必要な調査をお願いします。

また、住宅と学校等も現状ベースで評価資料となっているので、不十分なところは事務局で再調査し、次回会議で最終判断することにします。

（「異議なし」との発言あり）

岩井邦夫（委員）

埋蔵文化財の件ですが、具体的にどのようなものが埋蔵されているのか、資料に明記してほしい。

川砂智行（事務局：副主査）

候補地の内、周知の埋蔵文化財包蔵地として予め文化財が包蔵されていることが明らかになっている候補地は、武西地区①、武西地区②、吉田地区の3箇所です。

当該3箇所の内、既に資料提出している武西地区①は、武西千駄苜遺跡という遺跡で、確認調査は20年程前に終了しています。

その確認調査で様々な遺跡や遺構などが発掘されましたが、具体的にどのようなものが埋蔵されているのかは、建設予定地として選定された後の本調査で明らかになるので、現時点では何とも言えません。

なお、武西地区②と吉田地区は、これまで候補地内で確認調査は実施していません。

寺嶋均（委員長）

大昔の集落の跡みたいなものが包蔵されている可能性があるかと噂で聞きました。

川砂智行（事務局：副主査）

先程、武西地区①は20年程前に確認調査が終了していると説明しましたが、確認調査の報告書に「貴重な遺跡が発見され、歴史的一端をうかがい知ることが出来る」といった記述ありますが、本調査はこれからです。

岩井邦夫（委員）

ゴルフの練習場を建設しようとして確認調査したと聞きましたが、要はどのような文化財が包蔵されているか資料に明記して欲しいということです。

何が包蔵されているのかは、当然聞かれるので。

川砂智行（事務局：副主査）

今後、正にそれを調査します。

藤森義韶（委員）

先程の説明で、盛土造成ならば問題ないという趣旨の説明ありましたがどうということか。

川砂智行（事務局：副主査）

例えば、確認調査で遺跡を確認したとしても、そこを切土しない、又は盛土する整備計画にすれば、文化財保護法上問題がないということです。

藤森義韶（委員）

ただ、その遺構が広ければ避けられないのでは。

川砂智行（事務局：副主査）

遺構そのものは問題になりません。

例えば、国が指定する史跡のような場合は規制を受けますが、先程説明のあったように今迄印西市内でそういったものが発掘された例はありません。

寺嶋均（委員長）

埋蔵文化財は、正直言って発掘してみないと分からないという面があると思います。

それでは、No.5は事務局の再調査の後で再審議し、また、No.9～No.13までは了承することよろしいか。

（「異議なし」との発言あり）

寺嶋均（委員長）

異議なしと認めます。

それでは、No.6、No.7、No.8の評価項目の審議に移ります。

事務局の説明をお願いします。

朝日大輔（コンサルタント：課長）

No.6、No.7、No.8は、前回会議で決するところにより、委員アンケートを行い、集計しましたので参考資料②をご覧ください。

No.6、No.7、No.8の集計表が1枚目で、2枚目以降に委員意見を添付しています。

集計結果から説明します。

まず、No.6地域景観への影響は、配点がゼロからマイナス5点です。

全委員の点数の平均点で採点しています。

岩戸地区をご覧になると大変分かりやすいかと思いますが、青色のゼロ点が60%を超えています。

大体10人位の委員がゼロ点で採点したことになります。

また、オレンジ色はマイナス5点の採点ですが、大体3人位の委員がマイナス5点で採点したことになります。

全体的にはゼロ点から1点に傾いており、平均点は右側のマイナス1点となります。

逆に武西地区②は、マイナス5点が大半を占めており、マイナス1点や、マイナス3点という採点もあるので、平均点はマイナス4点となります。

地域景観も同様の平均点で採点しています。

続いてNo.7里地里山の保全是、配点をゼロ点からマイナス10点としています。

こちらも特段採点の軸を決めていませんので、全委員の平均点で採点しています。

現在地は、概ねの委員がゼロ点で、若干マイナス3点という採点をされている委員もいますが、里地里山の保全については影響ないという採点になっています。

逆に滝地区は、マイナス10点の傾向がかなりあります。

最後にNo.8生物多様性の保全の配点は、ゼロ点かマイナス5点で、生物がいるかないかについては、かなり微妙な判定になるので、いる可能性が大きいとか、いる可能性が小さいという評価基準としています。

今回は、50%で評価し、これがどちらに傾いているかで採点しています。

岩戸地区は、青色が若干大きくなっているのですが、ゼロ点の採点、滝地区は、逆に赤色のほうが若干50%を超えているので、マイナス5点の採点、武西地区①はマイナス5点、武西地区はマイナス5点、吉田地区と現在地はゼロ点という形で現段階では採点しています。

続いて、参考資料③で、里地里山と生物多様性について資料をいただきましたので、それについて説明します。

参考資料③は、渡邊副委員長のご厚意もあり、東邦大学理学部生物学科の長谷川教授にご協力いただき、見解を纏めていただきました。

長谷川教授は、印西サシバの会の堺義昭様と、東京大学農学生命科学研究科生物多様性科学研究室の栗山武夫特任研究員ご協力いただき、印西市の現状における具体的な情報を提供していただいたうえで、見解を纏めていただきました。

まず、生物多様性の保全について、1枚目の下部をご覧ください。

岩戸地区、滝地区、武西地区①、武西地区②のうち候補地内で猛禽類の営巣、繁殖が確認されているのは武西地区①とのことです。

ここでは過去にオオタカの営巣が確認され、今年はサシバの営巣が確認されているとのことです。

次に、候補地内に営巣記録はないものの、隣接地に営巣し、サシバとオオタカの行動範囲内に候補地が含まれるものとして、滝地区と武西地区②が該当するとのことです。

続いて、岩戸地区は栗山特任研究員が2013年4月下旬から6月中旬まで、計6回調査を行った結果、サシバの飛翔を5回確認しているとのことです。

巢の位置は未確認ですが、この時期の観察としては繁殖を強く示唆しているため、候補地がサシバの行動圏範囲500m以内に入っているとのこと。

また、吉田地区は、2013年4月下旬から9月中旬まで、計6回調査した結果、サシバの飛翔を4回確認されているとのこと。

確認場所は、候補地から谷津田を挟んだ対岸の斜面林ということまで確認されていますが、谷津地形と植生から隣接地に猛禽類が営巣している可能性はゼロではないという判断をされています。

また、夜に活動すると言われているフクロウについても意見をいただきました。

フクロウの観察事例について、営巣地との距離は滝地区以外での確認は不明ではありますが、滝地区で隣接する樹林地にフクロウ用の巣箱が設置され、営巣の記録があるという情報をいただいています。

以上の状況を判断し、猛禽類の生息、営巣を中心に生物多様性の保全を考慮すると、現在地を除く全ての候補地でマイナス5点の減点がよろしいのではないかと意見をいただいています。

続いて、里地里山の保全ですが、候補地を里地里山の保全という視点から見た場合、伐採される樹林地の面積で評価するのが最も妥当だと考えるという意見をいただいています。

清掃工場及び建替用地を含めて2.5haという設定をしているので、候補地が全て樹林地となっている岩戸地区、滝地区、武西地区①はマイナス10点、吉田地区と武西地区②は、消失する樹林面積に応じてマイナス点を案分するのが妥当ではないかと意見をいただいています。

確認資料で樹林面積を確認したいと思うので、確認資料1-4ページをご覧ください。

武西地区②になります。

左側に候補地の範囲、右側に航空写真を示しています。

地目面積は、畑が0.8ha、山林が1.7ha、写真判読で山林の面積も想定したところ、やはり1.7ha位の樹林はある状況です。

候補地内全ての樹林を伐採することで想定すると、約68%の森林がなくなるという想定になりますので、採点はマイナス7点になると考えます。

続いて、めくっていただいて、1-5ページです。

確認資料1-4ページをご覧ください。

吉田地区になります。

大部分が畑として使われている土地ですが、山林面積は0.9haです。

こちらでも航空写真で解析しましたが、0.9ha位の樹林はある状況で、34.6%の面積を占めているので、マイナス4点になると考えます。

渡邊忠明（副委員長）

生物の分布情報は、そこをフィールドにしている学識経験者の知見が非常に重要となるので、長谷川教授の紹介を本日提案しようと考えていましたが、時間がないことから申し訳ありませんが会議で決する前に紹介したことを予めお断りしておきます。

私はオオタカの情報を持っていますが、印西地区におけるサシバの情報がなかったこと及

び他の重要種である、特に蛭などの情報を十分に持ち合わせいなかったことから、補完していただく意味で長谷川教授を紹介しましたが、実に丁寧な纏めをしていただきました。

生物多様性は、私がジャッジした傾向と、ほぼ一致していました。

長谷川教授の情報に付け加えるとすれば、岩戸地区と滝地区で、県のレッドリストの下から2番目、一般保護生物に該当するイカリソウを現地で視認しています

吉田地区の斜面林は、道路が整備される可能性があり得るという事務局の説明があったので、多少影響するかなと考えましたが、はっきり言って吉田地区の斜面林に猛禽類が営巣するような立派な木はないので、長谷川教授はこの点も含めてマイナス5点との見解ですが、私はゼロ点が良いのではないかと判断しています。

なお、長谷川教授は系統的に生態学の研究をしていますが、動植物の分布情報を含む生物地理学にも造詣が深く、かつ研究室に閉じこもるばかりではありません。

この資料は、他の専門家の調査結果をベースに纏められていますが、恐らく長谷川教授がお持ちの情報も含めて纏められたものと推察しています。

なお、長谷川教授は白井市の環境審議会委員を長らく務められ、以前、白井市の生物調査のレポートを纏めています。

国の検討委員会の委員も務めているので、長谷川教授に対する社会的評価は間違いのないと思います。

寺嶋均（委員長）

参考資料③は東邦大学の長谷川教授に作成していただいた資料で、渡邊副委員長から補足的な説明がありました

まずはNo.7里地里山の保全とNo.8と生物多様性の保全を審議したいと思います。

柴田圭子（委員）

生物多様性の保全について、評価基準では貴重種という用語ですが、参考資料③では重要種という用語になっています。

これは、同じ内容と捉えて良いのですか。

渡邊忠明（副委員長）

同じ内容と捉えて良いと思います。

柴田圭子（委員）

前回会議で提出のあった印西市の自然環境調査報告書では、結縁寺や戸神など任意の場所を調査し、どのような種類の生物が生息しているか纏められていますが、例えば未調査地の武西は戸神と隣接しています。

その際、武西は未調査だから貴重種は分布しないと評価するのか、隣接の戸神の状況を考慮して評価するのか。

その点を確認します。

渡邊忠明（副委員長）

印西市が実施した自然環境調査は、調査地域を限定しているので、生物の分布情報としては頼りにならない資料と言わざるを得ません。

特に意見のあった武西地区ではオオタカを頻繁に確認し、餌をとっている場面も見えていま

すが、印西市の自然環境調査報告書では、そうした情報がありません。

寺嶋均（委員長）

全委員の平均点が資料に記載されていますが、参考資料③における長谷川教授の評価と比較すると、かなりの相違があります。

岩井邦夫（委員）

特に生物多様性の保全については、猛禽類などの貴重種が分布している可能性が高いか低いかという基準なので、数十分の現地調査で判断出来るわけがないと思っていました。

やはり、専門家の調査結果で判断するのが1番だと思いますので、長谷川教授の評価が信頼に当たると判断した場合は、全て長谷川教授の見解に基づく採点にすべきだと思います。

寺嶋均（委員長）

長谷川先生の評価に合わせるということですね。

岩井邦夫（委員）

そうです。

また、里地里山の保全については、樹林を伐採する面積で評価する手法ですが、確かに一理あると思います。

我々の感覚による採点は、結局感覚でしかあり得ないので、やはりそうした定量的な評価が出来るのであれば、そちらのほうが良いと思います。

渡邊忠明（副委員長）

先程説明しましたが、生物多様性の保全に関して現地を確認した結果、吉田地区についてはゼロ点で良いのではないかと判断しています。

岩井邦夫（委員）

要は専門家の調査結果を信じるしかないと思います。

我々が行う短時間の調査で分かるはずがないと以前から思っていました。

土田寛（学識経験委員）

渡邊副委員長の見解に対して云々ということではなく、岩井委員の意見は、専門家の見解をトレースすることを全会で決めてはどうかということです。

岩井邦夫（委員）

そうです。

黒須良次（委員）

先程、事務局から伐採する木の面積で定量的に量れるので、その手法はどうかという考え方の説明がありました。

また、猛禽類という生物界の指標に着目し、生物の多様性が高ければ高いほど猛禽類は生息しているというような仮説があります。

ただ、猛禽類については資料によると生息を確保するには100ha位の面積が必要なようです。

猛禽類を指標とすることは分かりますが、整備用地2.5haと猛禽類の生態を考えた際、独断的に考えるわけにはいかないのではという疑問があります。

岩井邦夫（委員）

それを言ってしまうと、評価基準自体が間違っていることになってしまい、振り出しに戻ってしまいます。

黒須良次（委員）

もう1点は、基本的に動物がいるということは、やはり森林の性格として、森林が持続する可能性があるのか、あるいは植林された経済林なのかということが挙げられます。

例えば確認資料2-7ページで分かるように候補地内の森林は全て地域森林計画対象民有林です。

現地確認しても、ほとんど杉、ヒノキの植林地が変形した森林、要するに2次林的な里山としての生産林です。

まともに林業経営していれば、いつか全て伐採されます。

ところが、林業経営が成り立たないことから放置されたり、一部伐採したところを中心として、日が当たりやすいところに竹が侵入している状況です。

やはり現状だけではなく、森林の質的な問題や、持続性の問題等も見ていくべきだと思います。

そうした観点から見ると、2.5haの全てが森林である場合のマイナス10点という減点の度合いは疑問を感じます。

要するに保全されている緑ではありません。

あくまでも経済ベースで土地所有者が民有林として経営しているが、経営が成り立たない状況の森林だと思います。

土田寛（学識経験委員）

里地里山の保全で、2.5haの全てが森林である場合にマイナス10点と評価することは、猛禽類等を頂点として、下位の動植物、要は食物連鎖のピラミッドが機能しないと、頂点に位置する猛禽類等の生息が維持出来ないという関係性なので、一定の底辺が必要であることからすると、実は全市に広がる位、影響の範囲は広いと思います。

オオタカの日常的な活動区域が半径2kmなので、印西市の自然環境調査の調査場所から2kmで円を引くと、偏心している可能性があるのですが、全ての候補地はオオタカの活動区域の中に収まる位の範囲内に位置しています。

現在は用地評価の段階なので、林相と生物の部分で考え方を分離させていますが、長谷川教授の見解は、山の保水性も含めてそれらは全て繋がっているということです。

まず、長谷川先生の見解をどう扱うかということが1点目です。

2点目ですが、都市計画の立場から客観的な部分を説明します。

平成25年3月に印西市が市長名で都市計画基本方針、都市計画マスタープランを策定しています。

これは法定計画で10年の計画を持っています。

この計画は都市計画に係る、先程の市街化調整区域や市街化区域における根幹をなす計画です。

細かいことは除きますがその中で、都市づくりの方針の内訳として、土地利用の方針、都

市施設に関する方針、都市環境の形成方針、景観まちづくりの方針、安全・安心なまちづくりの方針が掲げられており、都市計画の基幹は土地利用にあります。

土地利用に関し、今回の候補地の全ては田園ゾーン若しくは農村ゾーンに区分されており、集落地以外の里山樹林地は保全学習の場として維持・保全することが印西市の方針として示されています。

そういう意味では、樹林地の扱いは生態系に止まらず、都計法の29条、開発許可の問題も、もちろんアセスメントに加えて関係するので、専門家である長谷川教授の見解に基づいて評価するのであれば、その点も少し念頭に置いて整理したほうが良いと思います。

最後に申し添えますが、10年前に景観法が制定され、自治体は景観法に基づく景観計画を策定することが出来ることになりました。

先程紹介した都市計画マスタープランによると、近いうちに印西市は景観に関するマスタープラン、景観計画を策定するということが都市計画基本方針の中で明記しています。

現状では景観計画がないので、景観まちづくりの方針に従うと、やはり印西市の景観財産は、自然景観であるという視点で、土地利用に準ずる形で里山自然林は保全というような表現になっています。

黒須良次（委員）

印西市のマスタープランで掲げている里山自然林の保全ですが、保全というのは保存ではありません。

あくまでも経済的に成り立つ範囲で、30年、50年、100年のペースで木が育ったら間伐や択伐を行い若木育つということが持続的な保全の姿なので、何か現状保存的な概念で考えるのは正しくないと思います。

渡邊忠明（副委員長）

以前も申し上げましたが、里地里山は人の手が入って維持されてきたものなので、下草が刈られたり繰り返しの伐採が健全な姿なのですが、現在は人の手が入らないので荒れている状況です。

基本的に里地里山は、保存するものではなくコンサベーション、賢く利用するものです。

寺嶋均（委員長）

里地里山の保全と生物多様性の保全に関し、渡邊副委員長は吉田地区の猛禽類について、長谷川教授の評価と相違があるようですが、各委員の話を聞いていると、里地里山の保全と生物多様性の保全については、我々素人の感覚的な評価と専門家の評価は、随分と違いがありますが、やはり専門家の評価に合わせる形にしたほうが、今後、地域から質問等があった際に明快に答えられると思います。

よって、里地里山の保全と生物多様性の保全は、長谷川教授の見解に沿った形での評価が良いと思いますが、いかがですか。

（「異議なし」との発言あり）

黒須良次（委員）

反対です。

岩井邦夫（委員）

では、決を採りましょう。

黒須良次（委員）

長谷川教授は渡邊副委員長から紹介があったように、この地域をよくご存じの専門家かもしれませんが、長谷川教授の見解をそのまま採用することは反対します。

寺嶋均（委員長）

その他、反対の委員はいますか。

岩井邦夫（委員）

我々では評価出来ないと思います。

黒須良次（委員）

専門家の見解が必要なのであれば、きちんと事務局で複数の専門家を選考すべきです。それであれば、別段異論はありません。

長谷川教授は非常に優れた見解をお持ちかもしれませんが、特定の専門家1人だけの見解で採点することは、審議の進め方として疑問があります。

堀本桂（委員）

私も同じ感覚を持っています。

参考資料③は凄く参考になるのですが、突然出て来た感があります。

委員意見をこれに依拠することは、少し拙速という感覚を持ちます。

長谷川教授の見解をどのように我々の意見として反映させるかという部分はあるかもしれませんが、完全に依拠することは反対です。

土田寛（学識経験委員）

印西市の自然環境調査報告書は、確かに先程の指摘のとおり、調査地点がかなり荒く、どのように処理して良いか分かりませんが、貴重種に関する環境省や千葉県などの指標が4点記載してあります。

先程説明したように全ての貴重種を地区毎に計算し、それぞれの最寄りの位置関係を自分なりに図面上で1.5 kmから2 kmの範囲で整理しましたが、概ね長谷川教授の見解と変わらないと思います。

特に北総線から南側の樹林地に多くの貴重種が生息していることは、単純推計でも何となく分かるので、そうした作業を行うと、参考資料③の見解に共感すると思います。

寺嶋均（委員長）

それでは決を採ります。

No. 7 里地里山の保全とNo. 8 生物多様性の保全を長谷川教授の見解である参考資料③に沿った形で評価することに賛成の委員は挙手してください。

（挙手の結果、賛成13名、反対2名）

黒須良次（委員）

反対理由をもう1回述べさせていただきます。

里地里山の保全の配点は、ゼロ点からマイナス10点ですが、長谷川教授の採点は極端なマイナス10点を評価の起点にしていることから、専門家も入った委員の平均点と最大で5点以上の乖離があります。

この点をどう埋めるのか、また、私達の意見は一体どうなるのだという疑問があります。また、客観的事実として、詳細な林分の植生図が提示されていません。

先程、地域対象民有林と言いましたが、候補地の樹木のほとんどは、杉、ヒノキの植林地、あるいはそれを変形したもの、要するに択伐、間伐、下枝刈りなどを途中で放棄してしまった状況で、なおかつ竹もはびこっているところが相当ります。

ただ、台地の斜面樹林は、比較的広葉樹もあり、ケビンショート氏が言う多様な希少動物がたくさん生息していると思います。

よって、平地の樹林を伐採しても、斜面樹林を伐採しないのであれば、軽い減点で良いと思います。

実際に工事上も斜面樹林をいじると、造成、土留擁壁、防災工事などで大変なことになります。

各候補地は大体7割以上は平地であることから、斜面樹林を造成等せずとも、余裕を持った施設計画が出来ると思います。

このように細かく見ていくと、質の面についてきちんとデータを取り、また、造成計画も視野に入れて考えれば、施設立地によって植生、生態系、里山に余り影響がないという判断になるのではないかとというのが、私の意見です。

よって、マイナス10点を評価の起点にすることは、余りにも極端過ぎると思います。

土田寛（学識経験委員）

10点は、それほど恐れられる配点割合ではないと思います。

黒須良次（委員）

現時点における候補地毎の2次審査評点は、マイナス20点台からマイナス50点台なので、マイナス10点が占める割合は非常に大きいと思います。

藤森義韶（委員）

現在地以外の候補地は里山地区なので、現在地以外はほとんど状況的に変わらないと思います。

猛禽類にしても行動圏が相当広いので、全候補地が猛禽類の行動圏内に位置しています。そうした視点から見れば、現在地以外の評点は、さほど変わりはないと思うので、長谷川教授の見解に近いところで点数が動くと思います。

よって、長谷川教授の見解に沿った形で評価することに賛同したいと思います。

岩井邦夫（委員）

No.8生物多様性の保全ですが、現地視察の際、事務局は武西地区①でオオタカを目撃したと説明していましたが、本日の資料では武西地区①がゼロ点なので驚きました。

後で猛禽類が生息等していることを指摘されたのでは話にならないので、専門家の見解に

従うことを決断すべきです。

渡邊忠明（副委員長）

仰るとおりで、現地視察の際、事務局は武西地区①でオオタカを目撃したと説明していました。

岩井邦夫（委員）

現地調査の事前調査の際に目撃したとのことでした。

渡邊忠明（副委員長）

No. 8 生物多様性の保全で、武西地区①は残念ながら餌場として余り環境が良くなかいと判断しゼロ点で採点しましたが、その判断に確信を持てなかったことから長谷川教授を事務局に紹介したところ、参考資料③のとおり、今年、サシバの営巣が確認されたとのことでした。

藤森義韶（委員）

武西地区①と武西地区②は、500mの範囲内にそれぞれ位置しているため、一方で確認した猛禽類が飛び交っていることは間違いないと思います。

寺嶋均（委員長）

No. 7 里地里山の保全とNo. 8 生物多様性の保全を長谷川教授の見解である参考資料③に沿った形で評価することで決まりましたので、議事を先に進めます。

最後のNo. 6 地域景観への影響を審議します。

資料には全委員の採点の平均点が記載されていますが、景観は個人の感覚的な面が大きいのが実情です。

渡邊忠明（副委員長）

平均に従うのが筋だと思いますが、滝地区はマイナス3点、武西地区②がマイナス4点になっています。

しかし、滝地区は武西地区②と同等かそれ以上の減点が妥当だと思います。

土田寛（学識経験委員）

先程申し上げた都市マスタープランの中で、印西市の景観まちづくりの方針は、「本市の良好な景観を守り育てていくことにより、将来にわたって自然環境と都市環境が調和したまちとしての魅力を高めていくことを基本とします」と掲げています。

方針の1番として自然景観を守り・活かすとしており、「地域の象徴となる巨樹、古木などの独立樹、景観の眺望点となる山・丘などは、自然的な景観資源として保全・活用し、景観形成を図ります。里山景観については、本市の代表的な自然景観として保全に努めます。また、市民との協働による環境整備や維持管理の推進を通じて、自然景観の形成を図ります。河川、池沼などについては、自然的な景観資源として保全・活用を促進し、周辺環境との調和に配慮しながら、うるおいとやすらぎのある景観形成を図ります」と記載しています。

1番が自然景観を守り・活かす、2番が歴史・文化的な景観資源を守り・活かす、3番が魅力ある拠点景観を創り・改善する、4番が良好な住宅地景観を守り・創る、5番が特色ある道路景観の形成ということで、都市マスタープランの中で自然景観が、かなり上位に位置していることだけは一応お伝えします。

詳細については、今後、規制、誘導等の活用を検討することになっており、客観的な部分

で、景観は見てくれだけの問題ではないということをあえて申し上げたいのですが、先程の土地利用との連動の中で、一応市長は、印西市の景観的財産は自然であるということを行っているので、中間処理施設が出来たときのシミュレーションに止まらず、現況の景観についても、多少配慮していただけると嬉しいということです。

渡邊忠明（副委員長）

土田学識経験委員の説明からすると、滝地区は学習林と隣接して非常に良好な景観を保っている場所と言えます。

土田寛（学識経験委員）

その点は評価が高いです。

渡邊忠明（副委員長）

土田学識経験委員の説明を踏まえても、やはり滝地区のマイナス3点は、不適切だと思います。

黒須良次（委員）

私は全く反対の意見を持っています。

印西市はそう言っていると思いますが、現状、例えば印西市内には高圧鉄塔がたくさんあるので、高圧鉄塔の存在で余り違和感がありません。

煙突が人目のつかないところに出来たからといって、そこは余り周りに視点場ないと思うので、余り存在が感じられなと思います。

よって、煙突が建っても里山景観を壊すことにならない可能性が多分高いと思います。

むしろ年間3,000万人前後が動き回っている国道464号線沿い、あるいは鉄道沿い、また、印西市長が市の顔であるシンボルゾーンであると言っている現施設が立地している千葉ニュータウン中央駅前、ここが1番皆さん見るところであり、市の顔、市の性格が分かる場所です。

国道464号線は、海外からの渡航者が、成田空港から都心へ向かう際、電車や車で通過するゲートウェイであることから、千葉県が数年前に国道464号線沿道の景観計画を検討・調査しました。

ゲートウェイの中の千葉ニュータウン、シンボルの場所であると。

そういうことも合わせあってこの地区の景観を整備しましょうと、要するに人工的な景観でも都市の魅力ある景観を作っていきましょうという方向での調査だったと思います。

ですから、シンボルゾーンに煙突があっても良いのかということが1つあると思うので、現在地は余り清掃工場の立地に相応しくないのではという意見です。

よって、私は現在地をマイナス5点で採点しました。

ただ、極端な反対の意見があり、人工物の中に煙突があっても別段影響がないのではという考え方をするとゼロ点になってしまいます。

そうした考え方は少し疑問があります。

現状では、大型商業施設を除き、国道464号線沿いのこのゾーンに来る方々は年間3,000万人、数千万人と言われていますが、結局、沿道は広告だらけになってしまい、景観コントロールが全然効いていません。

現状は国道16号線などに似たような景観になってしまい、なおかつシンボルゾーンに煙突がより高い形で建てられることに対し、やはり景観コントロールが効いていない現状で果たしてどうなのかなということがあります。

仮に国道464号線沿道のきちんとした景観計画があれば、それに沿った形で煙突が建つと思うので、そういう期待感から減点の評価は若干下がるかもしれませんが、現状放置状態の中では、果たしてどうなのかと思います。

現状の悪化しつつある景観、かなり乱雑になったゲートウェイの景観が、さらに輪をかけて悪くなるリスクがあることから、マイナス5点で採点しました。

皆さんも、是非マイナス5点に同意していただくようお願いしたいと思います。

渡邊忠明（副委員長）

そもそも現施設は、周りに修景植栽が綺麗に飾られており、また、清掃工場の煙突はランドマークとして景観的に評価する景観の専門家もいらっしゃいます。

堀本桂（委員）

純粋な市民感覚で申し上げますと、やはり景観は、どれだけの多くの人がある景色を見て、快感や不快感を持つかという点が1番大事だと思います。

そういう意味からすると、住宅地など人口が多いところに清掃工場が建つ場合、不快感や圧迫感を持つ方がどれだけ多いかということに気がしました。

もう1つは、例えば高層マンションなどが建つところに必要な煙突の高さと、周りが林で覆われているところで必要な煙突の高さは、少し違うのではないかと考えています。

高層マンションなどが建ち並ぶようなところは、より高く煙突を建てなければならないと思うので、より一層の煙突の存在感が、まちなに行けば行くほど大きくなってしまおうと思います。

逆に、煙突の高さを低く抑えられる森林地区や周りに林があるところであれば、林がハザードとなり景観上も割とカバー出来ると思います。

よって、住宅地が近い候補地は、マイナスを多く見えています。

渡邊忠明（副委員長）

現在地は綺麗に緑に囲まれていること及び良くデザインされた煙突はランドマークとして評価されているので、採点はゼロ点にしたかったのですが、周辺住民の皆さんは、現在地での整備に反対の意向ということなので、マイナス2点で採点しました。

土田寛（学識経験委員）

余り専門的な景観議論をしても、いかんせん印西市の公的な景観計画が策定されていないことから、景観の定義付けがないのが現状なので、先程来から指摘があるように、そういう意味では論理的な議論をするベースがないので、責任を持って委員を務めている皆さんの平均点をそのままスライドさせることで結構だと思います。

定規となる行政計画がないので、個々の市民ないしは集団の感覚以上のものに発展しないことは、先程から申し上げているとおりなので、用地検討委員会における景観の採点は、個々で根拠をもった委員採点の平均点をスライドさせることでいかがですか。

(「異議なし」との発言あり)

渡邊忠明 (副委員長)

結局、景観をどのように評価をするかという方法論を議論した際、委員皆で検討するという土田学識経験委員の結論に行き着いたわけです。

結論としては土田学識経験委員の意見に賛成です、

ただ、私は景観行政にも携わっていたので、物差しとして見られる主対象と、視点場との関係で評価する方法があることを紹介しました。

黒須良次 (委員)

渡邊副委員長が仰ったように、見られるものと視点場で評価したということであれば、私が先程説明したように、視点場として何千万人が見る、目線に入る、しかも印西市長が市の顔であると言っているところに煙突を建てるは、いかななものかということです。

また、現在地の周辺は100m近い高さの超高層マンションが今後も建つ可能性が非常に高いですし、なおかつ、そうした超高層マンションが市街地の真ん中に建つ可能性が非常に高いので、そうしたことも視野に入れると、当然、煙突は120mなど、高さ制限ぎりぎりの高さにしなければならないとすると、どれだけ人の目にたくさん触れるかという視点場の数、なおかつ、シンボルになるところであることから考えると、現状の現在地のマイナス2点と、武西地区②のマイナス4点を比較した際、あまりにも大きいこの格差は一体何なのかという疑問が生じると思うので、その辺の合理的な説明が出来る採点にするべきだと思いますが、現在地のマイナス2点という採点が、妥当か否かを採決してほしいと思います。

土田寛 (学識経験委員)

そこを議論してしまうともう先に進めなくなります。

戻ってしまいますので。

黒須良次 (委員)

この場で色々意見交換して、初めて納得する部分というのはあるのではないですか。

柴田圭子 (委員)

何のために委員会を開いているかを考えると、皆の意見を聞いて自分の点数を補正しなくてはいけないのかなと思いました。

意見交換する前の個々の委員採点の平均点で決するのであれば、委員会を開催する意味がありません。

つまり、意見交換した結果、新たに生じた観点により採点を変えることは、あるべきだと思います。

藤森義韶 (委員)

景観は、単に煙突だけの問題ではないと思います。

ごみ収集車が1日に百数十台搬入出することも景観の1つで、これも非常に大きな問題だと思います。

よって現在地はマイナス5点で採点しました。

黒須良次（委員）

そうした生活風景を反映させる採点に大賛成です。
現在地は、マイナスの考え方を持つべきだと思います。

亀倉良一（委員）

私も現在地はマイナス5点で採点しましたが、事務局の集計に間違いはありませんか。
少なくとも4人がマイナス5点なので、それだけで合計20点になります。
端数処理が四捨五入の場合、残り11人の委員採点の合計が10点～17点でないと平均点は2点になりません。

寺嶋均（委員長）

参考資料②で、採点状況がグラフ化されています。

土田寛（学識経験委員）

経験的に申し上げれば、景観計画を策定するだけで、この種の議論は2年位の期間が必要になります。

よって、オフィシャル計画がないというのが困ると言っているだけの話で、マスタープランの中の景観の方針において、プライオリティは自然景観から道路景観までありますが、このような序列であるということだけを紹介しました。

黒須良次（委員）

公的な景観計画は、余り頼りにならないと思います。
というのは、現状、千葉県があれだけゲートウェイだと言っているにも関わらず、広告板1つ規制せず、沿道の植栽や民有地の使い方も問題があります。
どんどん緑地が減少し看板が増え荒れ放題なので、果たして景観計画そのものをきちんと運用してもらえるかという疑問もあります。

土田寛（学識経験委員）

現在、印西市は景観計画がないので、運用がありません。

渡邊忠明（副委員長）

景観の評価基準を決めた際、委員長から皆で評価した点数で収めましょうという結論があったと思うので、平均点で仕方ないと思います。

藤森義韶（委員）

本日は、色々な資料不足や情報不足がありましたので、各委員の採点で修正すべきところがあれば修正すべきだと思います。

情報不足や認識不足の状況における採点を平均化するのは、少しおかしいと思います。

会議がせつかくあるのだから、皆が同じ認識と同じレベルに立ち共通情報の基に採点すべきだと思います。

寺嶋均（委員長）

これまでの景観に関する審議は、正直言って用地検討委員会として収れんしていませんが、各委員の採点を平均化するしかないと思います。

柴田圭子（委員）

各委員の採点の修正は可能かどうかという点を審議してください。

黒須良次（委員）

提案します。

現状の採点で良いとする判断もあるかもしれませんが、本日の議論を踏まえ各委員は再採点し、改めて事務局へ提出して、その平均点で決定することでいかがですか。

（「賛成」との発言あり）

土田寛（学識経験委員）

それであれば、加重平均が必要になります。

圧倒的に持っている知識が違いますし、採点を変えるのであれば、各委員は採点するための根拠を明らかにする必要があります。

黒須良次（委員）

今迄と同じ方法でやることなので、別段問題ないと思いますが。

評価方法自体を変えるわけではありません。

土田寛（学識経験委員）

問題あると思います

本来は出来る限りきちんとした作業のうえで、点数に根拠を持たせなければなりません、全体議論で動くことについても、ある程度の覚悟が必要になると思います。

黒須良次（委員）

それではなぜ今迄、各委員の意見を聞いてから採点しているのですか。

藤森義韶（委員）

事前に各委員が採点した後に、先程の長谷川教授の見解を取り入れたのも同じ論理だと思います。

岩井邦夫（委員）

それは事実認識が違っていたので、違う論理だと思います。

藤森義韶（委員）

やはり情報は同じレベルでないといけません。

岩井邦夫（委員）

武西地区①に猛禽類が生息しているのに、用地検討委員会では生息していないと判断してしまったことが、長谷川教授の見解を取り入れた理由の1つだと思います。

藤森義韶（委員）

会議の場で、議論があれば採点を変えるべきだと思います。

多数決の結果、現時点の平均点で良いという結果であれば仕方ありませんが。

土田寛（学識経験委員）

繰り返しになりますが、印西市の景観計画がないので定規がありません。

景観の判断は個人の能力に帰属してしましますが、判断結果を第三者に対して説明することは、そう簡単なことではないので、結論を各委員の責任で出すのですかということをお聞きしているのです。

もしかすると議論が足りないという判断になるかもしれませんが、至って感覚的な部分、プラスアルファの部分として、一旦、用地検討委員会の平均として出せば、第三者に対して説明が可能ではないかということをお願いしています。

亀倉良一（委員）

自分の採点と平均点に大きな違いがあるので疑問がありますが、土田学識経験委員の仰ることが用地検討委員会の総意ならば、了解するしかありません。

寺嶋均（委員長）

委員全員が再採点するのではなく、色々な意見を聞いたうえで採点を変えたい委員だけが事務局に再提出するという考え方もあります。

岩井邦夫（委員）

不満の委員もいらっしゃるでしょうが、景観は個人の感覚で採点したので、再採点は必要ないと思います。

亀倉良一（委員）

ちなみに委員全員から採点表の提出があったのですか。

浅倉郁（事務局：主査）

はい。

土田寛（学識経験委員）

白票はありましたか。

浅倉郁（事務局：主査）

ありません。

寺嶋均（委員長）

意見交換の延長にある着地点を求めていく中、着地出来ない場合は多数決という形を今迄採ってきましたが、最終的な採点の平均値はある面では多数決に相当します。

藤森義韶（委員）

景観は各委員が現地調査を踏まえて採点し、その平均点が資料に記載されていますが、会議で決するところにより、その平均点を変えられないのですか。

寺嶋均（委員長）

変えられないことはないと思います。

藤森義韶（委員）

分かりました。

河邊安男（副委員長）

事務局に確認しますが、景観の採点を本日決しないと今後の事務手続き等に大きな影響があるのですか。

大須賀利明（事務局：工場長）

本日決していただかなくてもよろしいと思いますが、今後、周辺住民意見交換会に臨むに当たり、2次審査で除外する候補地があるのかどうかだけは、決していただきたいと思っています。

河邊安男（副委員長）

やはり景観の採点については、先程、委員長からお話がありましたように、一旦持ち帰り、各委員が1週間以内位に事務局に再提出することでいかがかなと思います。

柴田圭子（委員）

確認しますが、No.5日常生活への影響は、事務局で再確認する点がいくつかある中、例えば、現在地は住宅の部分で、マイナス5点になっていますが、現在地は市街化区域なので、市街化調整区域と同じ物差しでは量れないのではないかと、また、現在地は配点を重く見るべきではないかというような意見書が提出されています。

このマイナス5点は確定ではなく、次回会議で議論するという理解で良いですか。

川砂智行（事務局：副主査）

既にそれは会議で決し、固定化されている認識です。

市街化区域と市街化調整区域の関係は、No.1 1用途地域の適合で整理されていると考えています。

柴田圭子（委員）

用途地域ではなく、地域住民の日常生活への影響が懸念されるという意味でNo.5は設けているのではないですか。

川砂智行（事務局：副主査）

市街化区域と市街化調整区域では物差しが異なるというニュアンスだったと思いますが、それに関してはNo.1 1が該当します。

No.5の評価は、これまで相当議論したうえで決していると認識しています。

柴田圭子（委員）

現在地の住宅がマイナス5点で決していると認識しているのですか。

川砂智行（事務局：副主査）

はい。

柴田圭子（委員）

No.5に関係する再調査が3項目あるので、それを待ってから最終決定するのではないということですね。

決していないのは再調査が必要な部分だけですか。

川砂智行（事務局：副主査）

次回会議で不足している部分の再調査結果を報告しますが、結局全ては会議の中で決させていただく話なので、その辺も含めて必要に応じて審議していただければと思います。

大須賀利明（事務局：工場長）

再度確認しますが、2次審査で除外する候補地はないということによろしいですか。

寺嶋均（委員長）

現時点の評点は最終的なものではありませんが、全部残す、又はマイナス50点を超過している候補地は除外することなどが考えられます。

意見はありますか。

藤森義韶（委員）

武西地区②は減点数が飛び抜けていますが、それ以外の候補地は大差ありません。

候補地の除外は、もう少し論議したうえで判断すべきだと思いますが、もし除外をするのであれば、武西地区②だけだと思います。

亀倉良一（委員）

候補地の除外に反対です。

やはり、全ての候補地を評価した結果についての説明責任を果たすべきだと思います。

寺嶋均（委員長）

減点の多い候補地を除外しなくても、審査の手間が少々増えるだけの程度のことなので、全候補地を3次審査に進めて良いと思います。いかがですか。

（「異議なし」との発言あり）

寺嶋均（委員長）

異議なしと認めます。

次第6 その他

寺嶋均（委員長）

その他、何かありますか。

柴田圭子（委員）

周辺住民意見交換について、先方から再度開催を要望された場合の対応を考えておいたほうが良いと思います。

川砂智行（事務局：副主査）

周辺住民意見交換会は、あくまで住民の皆様を説得する会議ではなく、理解度・協力度を確認し、最終的なゴールに向かうスタートラインの位置の良悪を把握する程度の認識でいます。

よって、基本的には1回の開催が良いと思いますが、各地区の反応を見た際、2回以上開催したほうが良いという状況が万が一あれば、その時点で皆様に判断していただければ良いと思います。

柴田圭子（委員）

分かりました。

亀倉良一（委員）

6月初旬から周辺住民意見交換会が始まりますが、2次審査の評価点は景観などが審議途中であることを前提として提出するのですか。

寺嶋均（委員長）

最初の周辺住民意見交換会までに、2週間程度しか期間が残されていません。

景観の再採点は及び再集計はさほど時間を要さないと思いますが、生活環境の保全に関する再調査の期間及び再審議の問題があります。

川砂智行（事務局：副主査）

幾つか、審議継続が必要な部分がありますので、周辺住民意見交換会では最終的な評価点であると説明することは出来ません。

よって、資料にそうした注記を加えるか、口頭で説明し、最終的な評価点ではないという前提で臨まざるを得ないと思います。

寺嶋均（委員長）

最終形ではないにしても、住民の皆さんは自分の地区の候補地は何点なのか相当関心があると思うので、説明せざるを得ません。

評価点は暫定なので、表現の仕方は注意したほうが良いです。

黒岩七三（委員）

参考資料①で、6月22日に周辺住民意見交換会が予定されていますが、用地検討委員会第12回会議の開催日と重なっています。

浅倉郁（事務局：主査）

括弧書きした町内会以外は日程が決定しているわけではなく、現在調整中です。

寺嶋均（委員長）

いずれにしても、6月22日の午後に会議は開催するということですね。

浅倉郁（事務局：主査）

はい。

藤森義韶（委員）

町内会毎の周辺住民意見交換会の開催日程お及び開催場所は、事前に委員連絡してください。

浅倉郁（事務局：主査）

決まり次第、皆様に連絡します。

黒須良次（委員）

印西市民として再度お願いしたいのですが、周辺住民意見交換会の実りを上げるためには、基本計画の方針、他事例、大気の問題などについて十分な説明が必要です。

実際は説明会兼意見交換会という形になると思いますが、その場での説明だけではきちんと受けとめられない可能性が高いので、全戸配布する開催案内文と一緒に施設概要のパンフレットのようなものも配布してほしいと思います。

前回の吉田地区の説明会の会議録を見ても、結局、施設概要の質疑で、かなりの時間を割いています。

十分な意見交換会が出来ず、結果的に説明会で終わってしまう可能性が重々あると思います。

渡邊忠明（副委員長）

大賛成です。

以前、周辺住民意見交換会の開催前に、事務局側で説明会を開催すべきという意見を出し

ました。

しかし、事務局の負担が大き過ぎるということで否定された経緯がありますが、せめて文書で施設概要を周知し、出来るだけ説明時間を短くして、意見交換の時間を長く確保してもらいたいと希望します。

寺嶋均（委員長）

施設概要の事前周知は、事務局で検討してほしいと思います。

その他ありますか。

浅倉郁（事務局：主査）

事務局から2点の報告があります。

1点目は、本日の会議の初めに滝野地区の状況についてご説明しました。

清掃工場整備事業の関係団体に対する請願に向けた署名活動の件を説明しましたが、先程の休憩時間に用地検討委員会委員長宛てで、滝野地区在住の方7名の連名で請願書の提出がありました。

2点目は、次回会議は6月22日の日曜日、午後1時から予定をお願いします。

柴田圭子（委員）

委員長宛てに請願ですか。

浅倉郁（事務局：主査）

はい。

亀倉良一（委員）

どういう内容ですか。

浅倉郁（事務局：主査）

滝地区内の候補地をごみ焼却場建設地から除外することを求める請願と題されています。

後程、請願書の写しを配付します。

岩井邦夫（委員）

何名の署名が添えられていますか。

浅倉郁（事務局：主査）

請願書からは2, 690名と読み取れますが、確認はこれからです。

柴田圭子（委員）

請願が出されている以上、用地検討委員会として、どう扱うかを決めておかないと、滝野杜の会との意見交換会に臨めないと思います。

大須賀利明（事務局：工場長）

別件ですが、前回会議において渡邊副委員長からご意見のあった現施設の延命化件ですが、この会議の閉会后に、委員の皆様現状を説明したいと思います。

時間に余裕のある委員は残っていただければと思います。

藤森義韶（委員）

委員が周辺住民意見交換会を傍聴することは問題ありませんか。

寺嶋均（委員長）

委員の傍聴は問題ないと思いますが、事務局で意見はありますか。

浅倉郁（事務局：主査）

委員の傍聴は問題ありません。

柴田圭子（委員）

請願の取り扱いはどうなりますか。

寺嶋均（委員長）

請願の取扱いは、各委員がどのように解釈し、また、受け止めるかということではないと思います。

そして、最終的には用地検討委員会として、関係する評価項目において審議することになります。

次第7 閉会

寺嶋均（委員長）

長時間ありがとうございました。

これで閉会とします。

平成26年5月25日に開催した印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業
用地検討委員会（第11回会議）の会議内容が、この会議録と相違ないことを証明する。

平成 26 年 8 月 18 日

委 員 長

寺嶋 均

会議録署名委員

黒 山 七 三

会議録署名委員

五、野 辰 弘